

平成30年第1回幸田町議会定例会会議録（第2号）

議事日程

平成30年3月7日（水曜日）午前9時01分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 足立初雄君	2番 伊與田伸吾君	3番 稲吉照夫君
4番 鈴木重一君	5番 水野千代子君	6番 志賀恒男君
7番 鈴木雅史君	8番 中根久治君	9番 浅井武光君
10番 大嶽弘君	11番 池田久男君	12番 笹野康男君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 酒向弘康君
16番 杉浦あきら君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
教育長	小野伸之君	企画部長	近藤学君
総務部長	山本富雄君	住民こども部長	都築幹浩君
健康福祉部長	藪田芳秀君	環境経済部長	鳥居栄一君
建設部長	羽根淵闘志君	教育部長	志賀光浩君
消防長	吉本智明君	企業立地監 兼企業立地課長	志賀幸弘君
建設部次長	尾関義彰君	教育部次長	牧野宏幸君
消防次長兼 予防防災課長	金澤惣一郎君	学校教育課長 兼出納室長	林敏幸君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 牧野洋司君

○議長（杉浦あきら君） 皆さん、おはようございます。

早朝より御審議、御苦勞さまで。

ここで、お諮りいたします。

本日、東海愛知新聞社より、議場内の写真撮影及び録音の申し出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(杉浦あきら君) 御異議なしと認めます。

よって、東海愛知新聞社による議場内の写真撮影及び録音は許可することに決定しました。

次に、お諮りします。

本日、議場内において議会だより用の写真撮影をするため、企画政策課職員及び議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込みたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(杉浦あきら君) 御異議なしと認めます。

よって、企画政策課職員及び議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込むことは許可することに決定しました。写真撮影は質問者を随時撮りますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時01分

○議長(杉浦あきら君) 本日、説明のため、出席を求めた理事者は16名であります。

議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

---

#### 日程第1

○議長(杉浦あきら君) 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、1番 足立初雄君、2番 伊與田伸吾君の御両名を指名します。

---

#### 日程第2

○議長(杉浦あきら君) 日程第2、一般質問を行います。

会議規則第55条及び第56条の規定により、質問時間は1人30分以内とし、質問回数の制限は行いません。

答弁時間も30分以内とします。

質問者も答弁者も要領よく簡単明瞭にし、質問内容は通告の範囲を超えないようお願いいたします。

それでは、通告順に従い質問を許します。

初めに、8番、中根久治君の質問を許します。

8番、中根君。

○8番(中根久治君) おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告しました順にお聞きします。

昨年の3月は三ヶ根駅開業50周年ということで、地元まちづくり研究会も町もお祝いムードを高め、元気さを取り戻せるかなと期待をしてみました。それから、半年後、JR東海は無情にも三ヶ根駅の無人化に踏み切りました。そして、また半年後、2年間続けてまいりましたさわやかウォーキングも立ち消えになり、51周年は何も話題

にはなりませんでした。地元としてはイルミネーションを駅前で点灯し、駅前を明るくする活動を続けることで地元民の心を繋いでいこうと頑張っているところでございます。

三ヶ根駅のバリアフリー化の問題は古くて長い課題になっております。歴代の町長さんも、就任の当時は前向きな発言からだんだんとトーンダウンをしていくということを繰り返しておられます。私は、この問題は、まさに今が一番の底にあると感じています。今からは、バリアフリー化への機運は上昇に転ずると信じております。それは、2020年には藤田病院が開院するからです。この病院を近くに感じるには三ヶ根駅のバリアフリー化は絶対に必要です。町民へ医療機関の利便性を図ること、これは行政のすべき最高の福祉施策であると思います。バリアフリー化で地元に大きな病院ができたほどの効果があると思っております。

そこで、お聞きします。現在考えられている藤田病院へのアクセスはどのようなものがありますか。町民がどのような方法で、病院までいけるのか、そのために町は何を用意しているのかを教えてくださいたいと思います。お願いします。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 大学病院が開院することによりまして、西三河南部東医療圏にある幸田町の緊急医療体制と医療環境の充実が期待できるというわけでございますけれども、その交通アクセスが一番重要な状況かと思っております。特に緊急搬送、救急搬送としては車両によるものがございまして道路アクセスが重要だということで、引き続き都市計画道路などの整備を行っていきたくと。もちろん幸田町は東海道本線が南北に縦貫しておりますので、東西分断してるということでもありますので、そういった面では緊急医療は踏み切りを渡ることは原則通らないということでございますので、限られた立体交差を利用しながらルートを検討しているという状況でございます。

緊急車両以外のいわゆる日常のアクセスとしましては、えこたんバスがまずあるわけですが、それについてはなかなか検討しておりますが、岡崎市内を通るということについては途中の乗降の問題、費用負担の問題がございまして、またさらにこの大学病院は400人以上のいわゆるベッド数を持ちますので、事前に紹介とか予約が必要となるということから、こういったえこたんバスでの常時路線設定というのはなかなか向こうは難しい状況にあるというのが実態であります。また、タクシー事業者とも打ち合わせを行っているところでございますけれども、まずは福祉分野と交通分野、コミュニティバスとかいろいろな学校教育等を含めてさまざまな連携が必要だということで、今交通ネットワークの研究会組織にて研究している状況でございます。鉄道のアクセスについての御質問でございますので、そういった面では幸田町の3駅から岡崎駅にて名鉄バスもしくは名鉄東部交通のバスによって大学病院へ乗り入れるということで、今現在JRの岡崎駅では西側広場もバスバースの増設を含めた再検討を進めているということを知っておりますので、開院までにはその整備をしていくというふうな状況でございます。ある意味で岡崎駅からはいろいろな部分でバスの運行本数も駅西の路線が基本的には南方面を含めてこの大学病院へ継受していくことになると思っておりますので、今現在岡崎市の交通対策課の中では、大学病院への事業者との調整をしているというふうな状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 岡崎駅までいけば何とかなるよというような話を今お聞きしました。

3駅もある幸田町ですから、病院へはやはり鉄道利用が一番かなというふうに思います。幸い三ヶ根駅周辺には町有地が確保されておりますので、駐車場もつくることは、これは可能です。あとはバリアフリー化の問題です。この三ヶ根駅の乗りおりについて、バリアフリー化について、JR側の最近の状況について何かいい話がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今申し上げたように恵まれたその3駅を利用しながら、安全性とか定時制とか快適性を確保した上で、この利用をするということの上では三ヶ根駅のバリアフリー化というのは重要だというふうに考えております。

JR東海に対しては、昨年5月15日に総合企画本部のほうへ町長と出向きまして、先ほどありました集中旅客システムの問題とともに三ヶ根駅のバリアフリー化への必要性を訴えている状況でございます。特にバリアフリー法については、乗降で3,000人以上の鉄道駅は平成32年まで、2020年までに原則全ての移動円滑化を実施することでございますけれども、三ヶ根駅のように3,000人未満については可能な限りバリアフリー化を図るというふうな形での表現になっておりまして、今現在JR東海としては3,000人以上の駅となっております駅として、新聞報道では平成30年度、2018年には三河三谷駅を整備し、翌2019年には西岡崎と武豊線の小川駅を整備完了させるということを予定してということでございます。こういったものも基本的には3,000人以上ということで、国また地方公共団体、JRで3分の1ずつ費用負担をしながら取り組んでいるということでございます。三ヶ根駅についてはこういった補助制度が乗降で2,000人強ということでございますので、3,000人未満ということでJR東海としてはバリアフリー化をこういった補助事業で行うということを含めて、考えてはいないという状況でございます。そういった面で日常では車いすの方については、事前予約によって最寄りのそういったバリアフリー駅に乗務員が待機して、そこで到着する駅も含めて列車への車両への乗り入れ、いわゆる乗りおりについての支援も行っているということがございます。ただし、車いすではない高齢者の方たちとか体の不自由な方というのは、三ヶ根駅がその橋上駅であるということで階段の上りおり、こういったのが大変苦勞されているということは十分承知しておりますので、JR東海としても幸田町からのバリアフリー化の必要性を十分認識した上で、整備費用の負担とかそういった面は問題ありますけれども、可能な限り幸田町の検討には協力をするというふうな回答をいただいているという状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 十分に検討をいただいているという状況だそうであります。今のお話のように、確かにこの藤田病院は岡崎駅に近いんですね。駅と病院の間は、これはバスが多分たくさん走ることになるかなと思うのですが、問題はその乗りやすい三ヶ根駅にすることなのだろうなというふうに思います。その意味でも、2020年の病院が開院するのを契機に町独自でバリアフリー化を進めるべきではないかなと、もっと

積極的にその方向に走っていくべきではないかなというふうに私は思うのですが、これについての町のお考えをお聞きしたいと思っております。まさに今が卒啄同時ともいえるような状態ではないかなと。お互いにやるべきことだろうと。ここでやらなければいつやるんだというような、そういうタイミングが今のタイミングであろうと私は思っております。藤田病院ができるということがわかっていながら、町としては鉄道に対する何のアクセスも用意ができなかったということでは、これはちょっとタイミングとしては合わない部分があると思しますので、この点について町のお考えを再度お聞きしたいと思っておりますので、できれば町長さんのお考えもお聞きしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 自由通路についてはＪＲ財産ということになっておりまして、実際には難しいわけですが、これが地域分断要素の一つとなってるということも踏まえて、駅の利用者のみではなくいわゆる跨線橋を通る通過者の便益性が重要ではないかということも考えながら、財源はともかくとして技術的に可能かどうかというのをＪＲ東海とともに協議をしている状況でございます。実際にＪＲ東海の鉄道敷地と幸田町の土地こういったものの敷地境界の問題とか、いわゆる階段がＪＲ東海の所有となっておりますので、そういった面でもどのようにエレベーターを設置すればできるのかとか。また、先ほどありましたように集中旅客システムによって、例えば駅務室も若干縮小化できるのではないとか、待合室の関係の階層も若干できるのではないかということも含めて、合理的なエレベーターの設置の仕方いわゆる自由通路用のエレベーターでありながら、駅舎のほうの改札内の機能も含めた複合的な２ウェイのエレベーターはできないかというようなことを考えておりました。実際に通常ですと三ヶ根駅の場合、自由通路用のものとプラットホーム用と４つのエレベーターが必要となるわけですが、今２ウェイ型で行えば、２機の設置で駅構内と構外と兼用のエレベーターというのが最近ございまして、そういったものが可能ではないかということ、技術的にはＪＲ東海もそれは可能だという回答をつい最近いただきました。これを受けて、実際に町独自の方策としてこういったものを考えていきたいということで今具体的に検討していきたいと思っておりますが、これも財源について模索をしながら進めていくというようなことが、今直近の話題としてはそういった状況になっているということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 三ヶ根駅の問題につきましては、以前からいろいろ討論してるところでありますけれども、一番私の頭の中に残っているのは、三ヶ根駅で車いすの方が直接乗れないと。えこたんバスで幸田駅まで来て、そこでエレベーターに乗って、蒲郡の市民病院へ帰ったと、そういうお話を聞いて大変心を痛めておりまして。最近、以前はＪＲ東海におきましても全然話にならなかったんですけど、先般ＪＲ東海の柘植社長それから担当部長といろいろお話をしまして、何とかその幅が出てまいりましたので、先ほど部長が申しあげましたように、財源の問題につきましては、３，０００人という一つの枠がございまして、町独自でその対応をしたいなど。これも早期にＪＲ東海と進めながらしていきたいと。ただ、藤田保健衛生大学病院があるからということ

ではなくて、蒲郡市民、岡崎市民、西尾市民、全て利用される皆様方において、車いすの方とか弱者の方がすぐ行けるような方法で私どもは全体的に見て考えてまいりたいというふうに思っております。早期に実現するように一応話は進めているところでありますけれども、多少そういう補助がないということで町の負担もふえると思っておりますけれども、何かいい方法があれば、予算も国からいただいて進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） とても前向きな回答をいただきましてありがとうございます。

もちろんバリアフリー化というのはJRを利用するだけではありません。住民にとって近くの病院への通路が三ヶ根駅の自由通路になっております。病院へ行くのに地下道を上りおりして、駅の自由通路を通過してまたは踏み切りを通過して、さらに歩道橋を通過するという形で、あそここのところはそれだけの難所を越えないとどちらの病院にも行けないというのが現実でございます。中でも駅の自由通路というのは、まさに自由通路という最も不自由な通路になっています。住民はそれで毎日困っているわけです。今、町長さんからも紹介がありましたが、今でも毎日酸素ボンベというんですか、あれを引きながらあの階段を上って向こうの病院まで行って、またそれで帰ってくるという、そういう患者さんもおられます。大変なことなのだろうなというふうに私は思うのですが、そういう意味での自由通路が実に今あの状態では不自由だなというふうに感じておりますので、この不自由な三ヶ根駅の自由通路を行政は本気で立ち上がるべきときなのだろうと私は思いますが、最後にその辺のことについての見解をお聞きします。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 鉄道を中心にしたまちづくりを進めている中で、地域分断の一つの要因となっているということでありますので、自由通路の上下移動の支援というのは、自由通路の移動円滑化が中心となりますけれども、それとあわせて駅の円滑化という形で、幸田町のほうが費用負担をしながら整備することも視野にしていきたいなというふうに考えております。特に三ヶ根駅については、通学で子供さんも深溝小学校の児童が120人毎日通学されていると、跨線橋を通過しているということでございます。全体の全校生徒の346人のうちの34.7%が自由通路を横断しているという状況でありますし、また深溝学区のまちづくり研究会からも強くその要望が出ているということで、これはいわゆる自由通路のエレベーター設置というのは地域課題として大きいものではないかというふうなことがあり、また先ほどありましたように、人の移動だけでなく物とか荷物の移動も含めた移動支援が必要だということでありますので、いろいろな方面で通学とか交通安全とか福祉とか、またそれに伴う渋滞対策、環境対策も含めた総合交通政策として自由通路の移動の円滑化を中心に、さらにそれに付随して駅の円滑化も図るというふうな形で、幸田町負担を何とか国、県やあらゆる財政支援を駆使しながら整備をしていくということを経営に視野に入れて取り組んでいきたいと思っておりますし、冒頭にごさいましたように大学病院へのアクセスということももちろんでございますけれども、それに間に合うかどうかというのはとても約束できる状況ではございませんので、そういったものもなるべく早く検討しながら、来年度、30年度からそういった具

体的な検討に入っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

次に、放置できない連続最下位の投票所についてお聞きします。

去年は、幸田町は突然14区に入りまして、西三河なのか東三河なのか、数合わせに振り回されたような気がしております。その中で、昨年10月には衆議院の選挙がございました。この選挙で目立ったことの1つは、前回の夏の参議院選挙と比べて、有権者数は536人ふえたんですね。でも、無効票が238人ふえて、無効票であるのは789人となったというふうに統計上出ておりました。789人といえば投票者数の中の3.87%に相当するわけですね。これだけ無効票がふえたのだということを感じております。幸田町は、無効票の増加というこの選挙構造に対してどのように総括されているかについて、まずお伺いしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今回の衆議院選挙の選挙行動の総括ということで、御答弁のほうをさせていただきたいと思っております。

まず、今回の選挙の結果につきましては、投票率は63.87%、前回の平成26年の投票率66.48%を2.61ポイント下回ったと。また、その前の28年度の参議院選挙と比較しましても0.92%投票率が低下したというものになっております。投票日当日の台風ですとか選挙区の変更などいろいろな要因となった可能性はありますが、それらの要因が特定できるほど大きく投票率に影響したということは分析はいたしておりません。また、これらの要因があつたにもかかわらず大きな投票率の下落とならなかったということは大変ありがたいというふうには感じております。しかし、急な投票区の変更もあり、多分戸惑われたという方も若干あり、無効票のほうも今回少し多くなったという可能性もありますが、今後についてはだんだんこれは浸透していくであろうというふうには考えております。また、今回の選挙より投票所の土足対応、こういったものを実施をいたしまして、9投票所中8投票所において土足での入場を可能としたということでございます。また、当日雨天であつたこともありまして、今回の改正につきましては大変好評であつたというふう聞いております。また、土足対応に伴い、4カ所の投票所につきましては第5の中央小学校、それから第6の荻谷小学校、それから第7の深溝小学校、第9の豊坂小学校、この4カ所につきましては、投票場所を体育館から多目的室や保育園等に移転をして今回は実施したということでございます。また、第8投票所の上六栗につきましては、高齢者ふれあいプラザは床の素材がカーペットということで今回土足対応ということはできなかったということでございます。そのほか台風22号の接近もあり、投票日前日の土曜日、期日前投票に多くの方が投票されたというのも特徴的だったというふうに考えております。その影響もあるかもしれませんが、全体の流れをいたしましては、当日投票から期日前投票へと投票行動はだんだん移ってきているというふうに考えております。最近の選挙の結果から申し上げますと、平成24年の衆議院選挙のときは、期日前の割合が25.5%、約4人に1人の割合だったと。

それが26年の衆議院選挙では30.6%と3人に1人近くなってきて、28年の参議院では期日前が35%、今回の29年の衆議院では期日前投票が53.4%ということで、2人に1人以上が期日前投票を行うというように非常に増加してきたという結果になっております。

それから、無効票の関係でございますが、議員が言われたとおり3.87%ということで、かなり高い無効票になったということでございますが、前回の参議院の無効票が2.71%ですので、1%ぐらい無効票がふえてしまったということですが、先ほども説明しましたが、今回戸惑われた方、そういった方もあったのではないかと。急な選挙区の移動ということで、なかなか浸透もしきれなかったという部分もあり戸惑われた方、それからもともとは西三河の12区であったということもあり、そういった国の政策に対する批判票という意味でやられた方も中にはあったのかなと思っておりますが、今後は少しずつ浸透してくるであろうというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） ありがとうございます。質問を今回は3問を用意しておりますので、最後の後半のほうの質問までたどり着けるように、私のほうの発言時間はそのように調整をしておりますが、答弁時間が随分すごくそこで乗せているなと思っておりますから、丁寧な説明でありましたがちょっと急ぎたいと思っております。よろしくをお願いします。

少なくともこれで第7投票区は4回連続最下位という記録をつくったんですよ。もちろんそのための努力はいただきまして、例えば投票所へ行くのに階段があるものでそこに手すりをつけてくれといたら早速つけていただいたり、どうしても体育館では難しいという部分があって普通の教室でどうだと思ったら、そのようにまた手配もしていただきました。ですから、投票所まで着けば実にいい環境で投票できるようになっております。ところが残念ながら、先ほどの質問にもかぶりますが、投票所に行くまでが大変なんだと。その部分がまだ全然手を打っていないというふうに思うんですよ。投票所へ行くまでどうするかの問題なんですね。投票所まで行くことができない人が多いためにまたもや最下位になったのではないかなと、私は今思っているんですね。問題は、投票場所の地理的条件だろう。投票所へたどり着くためには、先ほども言いましたが地下道を上ったりおいたり、駅の自由通路を上ったりおいたり、さらには歩道橋を上ったりおいたり。そして、あの急な坂をまた上りきらないと投票所までたどり着けません。これだけのアップダウンがお年寄りや体の不自由な方には、車以外では絶対にたどり着けない場所に投票所が置いてあります。町民は、選管の指定する投票所へ行くと投票券をいただけるんです。そこに指定されている投票所に行くと初めて投票券を手にすることができるようなんです。本来は、有権者は自分の意思で1人で行くことができる場所に投票所はあるべきだろうというふうに私は思います。この第7投票所の立地条件として、投票場所は行くのに困難な場所にあるという認識はございますかどうかについてお願いをします。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 第7投票所につきましては、議員がおっしゃるとおり坂の上に

あるということもあり、多少行きづらい面というものもあるかもしれませんが、第7投票所だけでなくその他の投票所につきましても、ほとんどの方が現在は車で来場されている方が多いということもありまして、車の利用には差し支えはないのかなというふうには思っております。この第7投票所につきましてもは主要な道路からも近く、アクセス自体はほかの投票所と比較しましても特別悪いというふうには考えてはおりません。また、他の投票所におきましても、例えば第1投票所につきましても坂道があり、また線路の横断等につきましてもは第3投票所こちらにもありますが、どちらにつきましても投票率はそれほど悪くはないということをごさいます。これらのことからほかの投票所と顕著な差があるとは考えておりません。現時点では、投票所に行くための特別な対応は実施していないというのが現状でございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） ほかの7投票所とそれほど大きな差はないというふうに言われますが、なぜこれほど投票率が低いのかという原因は、最下位が4回連続だという、最下位ではなくて第8位というのも4回ぐらい連続しているわけですが、要するにずっと最後なんですよ。その部分を根本的に一度どこかで考えていただかないと、これは今言われましたように車で行ける、または乗り合わせて行けばいいという、または事前投票でどこかへ行けばいいというそういうことではなくて、国民本来が持っている権利の問題部分にかかわってくる問題ですから、そのところはもう少し考えていかなければいけない問題ではないのかなと。本当ならば1人で行けないといけなところですよ。自分の意思で行けないといけなところなのですが、その部分についてそう変わらないだろうという考え方は、これはいけなことだと私は思っておりますから、原則間違っているというふうに思いますので、考えるときに来てるのではないかなというふうにいつも思っております。投票環境の向上のために多くの自治体がいろいろな取り組みをしております。幸田町風にちょっと直してみれば、例えばえこたんバスを活用した移動投票所とか、投票所までの運行サービスなんていうのもございますよね。幸田町としてはどのような対策を考えられているのか、または考えていないのかについてお伺いします。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 第7投票所につきましてもは確かに立地条件は余りよくないと思いますが、投票に行けないというわけではないと。確かに自転車に乗って来場するには行きやすいとは全く言えないと思いますが、来場方法は車があれば車、なければ例えば乗り合わせだとか、極論ではあると思いますが、お年寄りの方などは最近事故が多いということもありまして安全なタクシー、こういったもので来ていただくというのも理想ではないのかなというふうには思っております。また、議員が言われましたように期日前投票というものもございますので、権利の行使というものができないということにはならないのかなと思っております。

また、移動の支援等につきましてもは、選挙人の人数の減少などを理由にしまして、投票所の統廃合が進んだ山間地だとか、それから過疎地域にて実施をされているということをごさいます。平成28年の参議院選挙におきまして、自治体によってはせっかく実施したにもかかわらず実際には利用者がいないようなケースだとか、ごく少数のケー

スもあったということでございます。愛知県内においても投票支援のために臨時的にバスを走らせるというような自治体はなく、本町においても山間地や過疎地には該当せず、投票所の統廃合も現在予定はしておりませんので、現時点では移動支援につきましても検討はしていないということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 幸田町の町内の投票場所をずっと調べてみますと、時代とともに本当に変わっているなということが言えますね。投票場所も場所が変わるたびに動いているわけですよ。深溝では、これは投票場所はずっと小学校でございまして、投票箱は学校から一度も出たことがございません。私はこれを深溝箱入り娘というふうに名づけておりますが、まさに投票箱が動いてないんですよ。ほかの地区はどうかなといいますと、これは見事に動いているんですね。それは昭和の時代からよく見てみれば、投票箱がその一カ所に置いていない、必ずどこかに行っている。そういうふうに箱入り娘ではないんですね。そういった意味で、町内では現実にはどのような変遷があったのか。投票所が今は9投票所までになりましたが、どういう形でどのように投票箱というのが移動したのかについてお伺いしたいと思います。それにしても深溝は全然動かない箱入り娘ということを感じておりますので、その辺についてお願いをします。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 投票所の変遷についてということでございますが、現在の9投票所になったのは平成16年の参議院選挙からであり、それ以前につきましては8つの投票所で実施をしておりました。平成16年の変更内容としましては、当時第4投票区でありました岩堀横落地区の有権者数が5,300人を超え、当日の投票者数も3,000近くなり混雑することが予想されたため、平成16年より第4投票所を平成15年10月に移転改築をいたしました菱池保育園、それと第5投票所を中央小学校へと分割し、現在の9投票所になったということでございます。また、それ以前では昭和58年ごろに7つの投票所を8カ所にふやしております。このときは昭和55年4月の中央小学校の開校及びわしだ保育園の開園に伴い、当時幸田小学校の第2投票所と中央公民館にて実施しておりました第3投票所を、幸田小学校はそのまま第2投票所、第2投票所でありました鷺田区をわしだ保育園、それから岩堀横落につきましては第4投票所ということで分割をしたという経過がございます。これらの分割等につきましては、人口の増加に伴い混雑を来す可能性のある投票所を分割したものであり、また投票場所として使用可能な新たな公共施設の建設に伴い分割を行ったものであるというふうに理解をしております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 実は、この投票所のことを地元の人に聞いても、それほど関心がないと。たまにしか選挙はやらないものですから、そういうことかなと思うのですが。でも、やっぱりこれは一番大事な問題なのだろうなというふうに私は思いますので、どこかできちんと考えていくべきことかなと思って質問をさせていただきました。もうちょっとそれに関連する質問がございますが、町当局は変える気がないと言っておりますので、これはこれで一回とめておきます。

次は、深溝松平の出自というかプロフィールについての問題に移らせていただきます。  
深溝松平家墓所が国の史跡になりまして、墓所が縁で島原市とは姉妹都市になりました。昨年は墓所の整備基本計画ができて、地元としても大いに歓迎をしているところでございます。私も地元民として知識を豊かにしようとしていろいろ調べております。最近になって急に深溝松平家に関しての実に多くの研究書や報告書が発行されましたので、それを比べて読むと少しずつ微妙に食い違いがあるということを発見しました。一冊をずっと通して読めばとても何も問題ないのですが、それを数冊並べてみると実に食い違いがあるものだなということがわかってきました。国の史跡として胸を張って解説するには、内容にそのブレやずれがあってはいけない、私はそう思いますので気になる点についてお聞きしたいと思います。

初めは、初代当主松平忠定という人がいますが、その出自についてであります。本年度になって深溝城跡という本が発行されました。ここでは松平忠定は初代の当主の立場がちよっとあやしくなっちゃってまいりまして、深溝城跡では松平忠景が途中に入ってきました。去年までは少なくともこの半世紀にわたって、幸田町は深溝松平の初代は松平忠定であるというふうにずっと言ってきました。それが降って湧いたようにこの忠景というのが登場しました。これでは深溝松平の系譜そのものが変わってしまいます。スタートラインが変わってくるわけです。今まで松平元芳の子供に松平忠定と松平元心というのがいまして、2人は兄弟でした。それがいつの間にかおじとおいの関係に今なっております。蒲郡市によれば、松平元心は文明3年、1481年の生まれですから、弟の忠定は少なくとも1481年よりも後に生まれているのが普通ですよ。ところが最近の幸田町の資料によれば、生まれたのは1469年とか1463年としております。弟のほうがお兄さんよりも12歳から18歳も年上であると、そういうことに今なっているんですね。これは蒲郡と幸田町の歴史の違いです。この変な年の差について御説明いただけるかどうかについてお願いをします。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 最後に1点だけ、先ほど変える気はないということで言われてしまったものですから、1点だけお願いします。

確かに議員が言われるとおり第7投票所は急な上り坂もあり条件がいいとは言えないと考えており、移転を前提に私も深溝学区の各公共施設を見させていただきましたが、適当な広さを確保できる施設が現時点ではないということでございます。今後新たな施設をつくる場合だとか、現在ある施設を改築するような場合、これにつきましては投票所として使用が可能な広さや土足対応を含むバリアフリーだとか駐車場、こういったものを考慮しまして建設してもらえよう各所管には働きかけていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） お尋ねの件につきまして、近年「愛知県史」や「安城市史」におきまして膨大な資料をもとに島原市松平文庫で所蔵している「御当家録」に記載されている情報を中心に、五井家初代は元芳であり、初代と言われていた忠景が実は深溝の松平初代であったという見解が出されております。島原本光寺や松平文庫所蔵の深溝松

平の系図において元芳と忠景の親子関係を記載したもの、また一族においてこの関係が正しいと後世に伝えるような記載があるものですから、深溝城の報告書におきまして松平忠景が深溝松平家の初代という説の紹介と、その説に基づく定説、親子関係であったり、おいとおじの関係になったりするという矛盾も生じてくるというようなこともありますが、問題提起をさせていただいているということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） この説は前からなかったわけではありませぬので、随分前からあった説でございますが、問題は松平元芳というのと松平忠景が同一人物であるという説を蒲郡市も当然としておりますし、幸田町もそのようにとってきたはずなんですね。それがいつの間にか親子になってしまったと。ただでさえ混乱しているのにさらにという感じがします。もちろんこういう説を紹介している自治体も当然でございます。例えば安城なんかはそうだと思いますが。本家本元の地元ですよ、幸田町は。本家本元の地元の幸田町がこの説を発表されるということは、これはほかの市町にも今までの歴史においても大きな影響を与えますよ。そうでしょ。地元幸田町がこう言ったんだと。今までは初代松平はこうだよ、忠房公は第6代だよと言っていた。これはずっとどの書物にも書いてある。それが1つずつずれて第7代になるよという、それはおかしい話ですよ、幸田町が言うのは、今の段階で。そもそも幸田町としてこの説をとってこなかったということが大きな理由の一つですけれども、半世紀にわたって幸田町はこの説をとっておりませぬ。一度きちんと整理をして町民にもわかるように、またほかの市町の方々にもわかるように文章で解説をしていただけるようなことはできないでしょうか。お願いします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 文章で解説をということでございますが、近年出してあります国の本光寺の国史跡指定に伴って作成をいたしました瑞雲山本光寺文化財調査総合報告書、あるいは先ほど御指摘のございました昨年度末に発行いたしました深溝城跡という本の中で、今までの定説は定説として御紹介をし、最新の調査成果としてはこういう説もあるということで紹介をさせていただくというような形で整理、一本化していないという意味で整理していないと言われればそういうことなんですけれども、定説は今までこうであった、だが最新の情報ではこういう説もある、この説も信憑性が高そうだとということで紹介をさせていただいているということで整理ということで御理解いただければありがたいなと思います。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 今は初代の話をさせていただいたのですが、あと2つほど混乱するような話をさせていただきたいと思います。

深溝松平の8代、今で言う8代、そのうち9代になるかは知りませんが、8代に松平忠侃という当主がおりますが、この忠侃という名前の読み方にもいろいろ説がありますが、生年月日が3つもあるんですよ。亡くなった年は2つの説がございまして、享年というのですか、亡くなった年齢も3つございます。27歳とか28歳とか32歳というふうにもいろいろな歳を言っておられます。なぜこれほどばらばらなのか。これは本光

寺と幸田町の教育委員会と島原本光寺がそれぞればらばらの説を発表している。教育委員会としては松平忠侃という当主はいつ生まれて、何歳で、いつ亡くなったかということを中心に否定すべきだと思うんですね。もう特定すべきであろうと思うのですが、ただそれを並べているだけでいいのかということについてお願いをします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） なぜこれほどばらばらなのかという点につきましては、調査関係資料、書籍や報告書等を編集する時点でその内容が新たに確認できた場合にはその時点で関連情報を変更することになりますので、常にいろいろな発行物の到達度が一定ということではなく、日々刻々と変化していくこともあり得るというふうでお願いしたいと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 今、国会の中でデータがどんどんあっちからもこっちからも持ってくるからという話がありますが、まさにこのデータは私も見てみると、まさにあっちからこっちから持ってくるからデータが統一できないんですね。それをまとめるのが教育委員会の仕事ではなかろうかと私は思っているんですよ。いろいろな意見を言うのは、これは学者でもできるしマニアでもできますし、私でもできます。でも、それをきちんとまとめて統一の見解が出せるというのが、これは幸田町教育委員会ですよ。それだけの予算と金を使って、大切な税金を使って本まで出版しているわけですから、そういうことをすべきだと私は思うんですが。言ってるだけなら、数えるだけなら私のほうがはるかに詳しいかと、素人ながらにもそう思います。その部分がおかしな話だなと思えますね。深溝松平家に関する資料というのは本光寺からは2冊出ておりますね。教育委員会からは4冊、インターネットを調べれば2冊ぐらいは当然出てきますね。島原本光寺も出しておりますから、8冊の資料は簡単に手に入りますので、私もその違いについて横に並べて調べてみました。そうしたら、初代から数えて18代までの18人の当主の中で13人の当主の部分に記述にそれぞれ違う説が入っているんですね。異論があります。18代の中で全部どの書物にも同じことが書いてあるのはわずかに5人だけです。あとはみんなばらばら。13人の当主の出自には全部異論があるんです。幸田町の4冊は全部統一されているのかなと思えば、そうではありません。先ほど紹介がありました総合報告書にしても、つい最近できた深溝城跡についても、これも違うんですね幸田町、みんな違う。びっくりするほどばらばらです。なぜこれほどばらばらのものを出して、どれを信頼させるのか、どれを信頼してほしいのかということについてお聞きしたいと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） どれを信頼すればいいのかということの中で、町だとか発行者が違うということになれば、それぞれの解釈でその発行主体によってその解釈が変わってくるということを申し上げましたが、町の中でも違うではないかという御指摘ですけれども、町の中での違いということであれば、町でも日々研究をしているものですからその時点での研究到達の状況によって変わってくるという可能性がございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 日々研究しているからとこの数年の間に随分変わってきてるか、これは毎年違っているんだと。そこのおかしさがこういう形で、それが教育委員会のとるべき立場かなということの思うんですね。幾つその諸説があると。さっき言いましたように、松平忠侯というのは何年生まれというのは3つも4つもあると、死んだ年も幾つもあると。そういうことが指を折って言えるというのは、これはそのことが教育委員会の立場ではないと思うんですよね。そういう説があるけれども、教育委員会としてはこの説でいくんだ、こういうふうに否定するんだということを行わなかったら、これは単なる興味本位のマニアですよ。そういう問題に一々教育委員会が首を突っ込むところではありませんよね。一番大事なのは、安城や刈谷や島原のようにどんな研究をしても自由です、どんな発表をしてもそれはいい。でも、それはなぜ自由かという、蚊帳の外だからです。幸田町は本家本元、地元なんですよ。本家本元の地元が松平さんの説はこれだけありましてなんて、そんなことをやっけていいのかというのが私の言いたいことでもあります。幸田町の説がそれほどふらふらしていいのかということの思います。

もう1つ、例を出しますね。深溝松平13代目の名前は「忠」と書いてあと公侯伯爵の「侯」と書いて「ただよし」と読みます、松平忠侯。これは本光寺の資料を読むと、これは同じ漢字で「ただこれ」と書いてあります。読み方の振り仮名が打ってあります。ネット上を見ると「ただこれ」というのが圧倒的に多いですね。加えて言うと、島原の松平文庫には「ただのり」というふうな紹介もごさいます。まずはこの2つの説についての見解をお願いしたいと思うのと同時に、せめて幸田町と本光寺の間だけでも名前の読み方は統一されてはどうかというふうに思いますが、それについての見解をお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） まずは先ほどの忠侯の生没年について一つの例としてというお話でしたので特にはお答えしませんでした、その例については、8代忠侯の生没年につきましては、松平家に現存する系図と忠侯が生まれた文献の系図では正徳元年1711年生まれ、元文3年1738年3月14日没、享年28年となっており、それが教育委員会として今現在認識している最新の解釈でございます。

それから、今お尋ねをいただきました忠侯の第13代当主の名前の読みの件でございますが、13代に限らず江戸時代の名前の正しい読み方については不明なものが多いわけでございますけれども、松平文庫所蔵の深溝松平家系図におきましては、弘化3年1846年に14代当主松平忠誠につくらせた系図の写しがございまして、その中に「ただよし」と振り仮名が付してありましたので、現段階では教育委員会としてその名前の読み方を採用しております。

それから、もう1点、せめて町の教育委員会と本光寺の間ではいろいろな見解を統一してはどうかという御提言をいただきました。それにつきましては、教育委員会は本光寺さんとも深いおつき合いをさせていただいておりますので、議員の御提言はごもっともでございますので、ようよう本光寺さんとは調整すべき点は調整して、調整できるところは調整していきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 幸田町は平成25年でしたか、総合報告書を出した段階で松平忠定、初代の生年月日をそのときまではわからないとされていたのを、平成25年の報告書の中で1463年というふうに特定されました。それまでずっとわからないと言ってきたんですよね。それはそこで特定したんです。だから、特定したので先ほど言ったように、兄弟関係の12から18の歳の差がある弟が、弟のほうが歳が多いというような形になってしまっているんですね。これは蒲郡と比べると完全におかしな話ですよね。こんなふうにはほかの市町も同じように研究しているわけですから、そういうところと必ずそごが生じます。それを調整していくのが、これが私は教育委員会の仕事だろうと思うんですよね。教育委員会は知識が豊富ですから、こんな新しい事実が出た、こうだこうだこうだといってどんどんどんどん先に行けば、ほかの市町と必ずそごが生じますね。その部分をどのように調整するか。調整しなかったらこれは幸田町が勝手にそのことを言うだけなんですよね。そういうふうにとられますので、やはりよその市町とも調整していかないと、第6代は忠房ですよというのは、これは全国的に流布している説ですよ。それを新たに幸田町がそれを言い始めるということは、安城が先に言ったからといういろいろな理由はあるかもしれませんが、これはおかしな話かと思いますので。蒲郡や島原や西三河の周辺の市町とどのような形で共同研究をされるのかについてお伺いします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 全国どの町でも同じ見解、どの研究者も同じ見解というのが一番望ましいわけですけれども、それぞれ町、研究者によって研究の見解があるものですから、それを全く統一していくというのはなかなか至難のわざかなというふうに思っております。蒲郡と幸田町のそごということもございましてけれども、蒲郡やよその町が今までの従来の定説に固持をしているということで動きがない中で、幸田町が新たな資料に基づき新たな見解を発表するということになれば当然そごが出てくるわけですけれども、それが調整できるということが好ましいわけですけれども、なかなかそういう共同研究ということもほかの仕事を抱える中で難しいわけでございます。県の研究会もあるものですから、そういうような機会にまたそういうテーマとして提案するというような機会があれば、そういうこともしていきたいなと思います。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 深溝松平家に関する本は実にたくさんありますよね。幸田町はもっともっとこれは紹介すべきだろうなと思いますが、歴史作家のよりどころとするのは、これは幸田町の発行する資料がもとになります。それはなぜかというと、幸田町は本家本元の地元ですから、正しく興味深い資料を幸田町が用意することが幸田町の文化の関心を高めることになっていきます。ことしも教育委員会が中心となって凧揚げまつりが行われました。毎年見上げる須美の大凧のように大空にびたりと静止して動かない、そしてみんなを見ている、そしてみんなに見られている、そういう凧をことしも見ました。幸田町の教育委員会もそうあってほしいなと私は思うんですよね。幸田町の教育委員会の時代考証は頼りがいのあるものだとすれば、これはとても幸田町からの文化の発信に

寄与すると私は思います。現在のように日々研究を重ねておりますからどんどんどんどん変化しておりますというふうになってくれば、幸田町の教育委員会に尋ねて、それをもとにしてよりどころにして作品をつくらうとか、発表しようとするわけにいかないですね。そこの部分が私は教育委員会のまだ須美の大風みたいになっていないことかなというふうに私は思いますので、教育委員会の心構えについて最後にお聞きして終わりたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 須美の大風のようにずっと上がっていったところでずっととまっているというだけだったら、定説をそのままそのとおりでございますという現状でとまっていれば問題は起きないかと思えます。いろいろな調査を進める中でまた新たな資料を発見して、その資料に信憑性が感じられて整合性があるというふうに判断される場合はそれを公表して、とまっていたところよりもう一つ高いところへ浮かんでいくというような教育委員会のありようも一つのありようではないかというふうに思います。今後も情報収集を続けることで新しい情報や史実が確認される可能性が多分にありますので、教育委員会としてはそれに基づく報告書を発行する際には、内容を十分精査の上、慎重に公表していくようにしてまいりたいと思えます。多くの御示唆をいただきましてありがとうございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） まだ前歯が3本入っておりませんのでちょっとお聞き苦しいところがあったと思いますが、よろしくお願いをします。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根久治君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時02分

---

再開 午前10時12分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、途中ではありますが、お諮りいたします。

本日、読売新聞社及び朝日新聞社より、議場内の写真撮影及び録音の申し出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、読売新聞社及び朝日新聞社による議場内の写真撮影及び録音は許可することに決定しました。

次に、14番、伊藤宗次君の質問を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 改め、通告がしてございます2件について、順次質問をしてまいります。

まず、老朽化した空き家対策などを問うものであります。農山村ではかなり以前から

管理不全な空き家が見られます。都市部でも管理不全な空き家がふえ出し、そのような中で2010年7月、埼玉県所沢市は空き家等の適正管理に関する条例を制定をいたしました。この条例制定に至るまでの経過あるいはその実態について把握をされているのかどうなのか、その後の幾つかの自治体で条例制定の動きがございますが、その実態についてまず問うものであります。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根淵闘志君） 議員が御例示の所沢市空き家等の適正管理に関する条例、こちらの制定の経過は、空き家の放置による外壁落下や倒壊事故、犯罪、火災発生を防止するためというふうに聞いております。

そのほかの例を二、三申し上げます。

平成23年4月1日施行、ふじみ野市空き家等の適正管理に関する条例、こちらも目的は火災の発生防止、空き家への侵入防止であります。それから、少し変わったところで、平成24年1月1日施行、大仙市空き家等の適正管理に関する条例、こちらのほうは把握しております条例の中で唯一代執行の実績のあるものであります。豪雪による雪、氷の落下事故、倒壊事故の防止を目的としております。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そういう経過を踏まえて、現在わかる段階で、この条例を制定している自治体の数はどれほどですか。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根淵闘志君） 平成26年10月の数字でございますが、401の自治体が空き家の条例を制定しております。加えて申せば、県内では5市町であります。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 平成26年10月現在ということですが、私の手元にある資料でいきますと401自治体、この数は一緒です。23年4月1日現在。ということは、23年から26年にかけて、この空き家条例の関係については進展がないということが伺えるわけだ。進展がないけれども放置されている空き家にかかわる危険という点でいけば、非常に問題があるだろうなということでもあります。

それと、もう1つは、条例制定の特徴については何なのかということをお尋ねをいたしました。そうしたときに、代執行ができるまでの関係を条例でやっておりますよ。代執行にはいろいろな執行の仕方があるわけですが、その内容についてはどこまで承知をされておられるのか。

それから、もう1つは、法律に基づいて市町村は空き家等の対策計画を策定すること、このようにしております。つまり、市町村がみずからの責任と判断で条例制定をしないよ、これが法律の趣旨であります。その法律の趣旨に基づいて、町はどんな取り組みをしているのか説明、答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根淵闘志君） 代執行についてであります。平成26年10月の空家等対策の推進に関する特別措置法において、その基本的な事項は示されております。対象と

している空き家はいわゆる法に定める特定空家であります。この特定空家に対して助言または指導、その次が勧告、そして命令、この3段階をきちんと踏んだ上で、それでも問題の解決がなされない場合は代執行の手続へ入ってまいります。私が把握している中では、代執行について条例でその内容を定めておりますのは、先ほどの大仙市空き家等の適正管理に関する条例並びに松江市空き家を生かした魅力あるまちづくり及びまちなか居住促進の推進に関する条例の2つであります。

市町村の条例化におきまして、先ほど議員がおっしゃったとおりにその数がふえておりません。この大きな要因は本町にも当てはまるのですが、国の定めた空家等対策の推進に関する特別措置法において基本的な部分、まず自治体が行うべき助言または指導、勧告、このあたりまではこの特措法に基づいて市町村に権利が与えられており、その内容も示されておりますので十分行うことができると考えております。問題となってしまうのは、特定空家の事案のみと判断をしております。ところが、特定空家に対する取り決めを条例化するという考え方ではありますが、これにつきましては条例で私権を大きく制限する内容に踏み込んでまいります。となれば、特定空家そのものがその自治体にとってどれほどの問題を成しているか。これに応じて自治体ごとの判断で状況に応じた取り決めをすべきと考えております。本町におきましてはテストで現在は条例化せず、空き家の状況の調査並びに対策計画の策定、この段階にあります。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） その中で、現在はまだ足踏み状態ですよと。現状は認識しているかどうかはわかりませんが、条例化については検討、いわゆる役所の検討というのは善処3年検討10年、10年たって検討の結果はさらに検討と、こういうのがお役所の仕事の内容だよということでもあります。そうした点でいきますと、いわゆる幸田町は法律に基づく空き家対策の計画、こういうものについてもしていないということですよ。計画もしていない。計画がないから条例化もできない、こういうことではありますが、そうしたときに国が先ほどあなたが言われたように、2014年11月に空家等対策の推進に関する特別措置法これが公布をされました。その法律の内容は、老朽危険家屋を法律では特定家屋このようにして、特定家屋を市町村が指定をし、その所有者に対して除去、修繕、流木等の伐採の措置を助言をする、指導をする、勧告をし命令をする。そういう手続を踏んだ後に代執行というのがあるわけですが、あなた方自身は代執行はまだとてもそんな状況ではないよと、そんなものは選択肢にはないよということですが、そうした中で市町村がどういう、市町村というよりも幸田町がどのレベルに立って、この危険家屋の特定という形を進めているのか答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 空き家問題に対して市町村がまず行うべき調査、これにおきましては平成28年度に実施をしております。水道の閉栓情報等から建物をリストアップし、航空写真情報から集合住宅等を除き現地調査を730件行いました。結果、730件のうち500棟以上が現地調査の結果は使用があり空き家ではありませんでした。本町において空き家と思われるものは226件ございました。こちらのものにつきまして、今議員が御心配の特定空家の候補も少し申し上げれば、地震時の倒壊危険度が高い、

これは建築基準年等から判断し、また外観調査の結果でありまして、中に踏み込んだ調査はしておりませんのでその意味では正確ではないのですが、手前どもが現段階で地震時の倒壊危険度が高いと考えているものが市街化区域で6件、調整区域で23件ございました。ただ、これらのものを空き家の所有者との調整も順次行い、その対応を検討していく段階でありまして、まだこれにつきまして特定空家と判定をし、その次の段階へ進むというそういったところまで来ておりません。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 一定調査をされて、226件これを空き家として特定空家だよと。市街化区域にあっては6件、調整区域にあっては23件がその対象だよということですが、そうしたときにこの関係につきましては既に国がガイドラインを策定をしておりますよね。そのガイドラインに沿って、市町村はそれを参考にして判定の基準の作成をしております。幸田町は、そのガイドラインに基づく基準の作成をしておられるのか。この作成の基準というのは特定空家、いわゆる老朽危険家屋等という形になるわけですが、その判定基準は作成をされて対応しているのか。その判定基準はあくまでも国が示したガイドラインに沿った内容かどうか答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根淵闘志君） まず、先ほど私が申し上げました226件は空き家の分類でありまして、この中に特定空家と思われる案件は現在はないという判断をしております。これはなぜかと申しますと、特定空家に対する国が示したガイドラインでは、建築物の著しい傾斜、構造耐力上主要な部分の損傷、屋根、外壁等が脱落、飛散するおそれがある、浄化槽放置による汚物の流出、ごみ等の放置、不法投棄による臭気の発生等が例示されているわけですが、これらの項目につきましては綿密な現況調査、立入調査等を行わないと判断ができません。そういった意味もあり、外観調査の結果のみではありませんが、幸田町に特定空家は現段階ではないという判断をしております。ただ、これからそういった案件も当然想定されますので、今回の幸田町で現在取りまとめ中の幸田町空家等対策計画において、特定空家の項目につきましては国のガイドラインに沿うとしておりますが、その詳細につきまして国のガイドラインに即し、幸田町空家等対策協議会これに諮り、対象物件の個別状況を踏まえつつ総合的に判断するとしております。この幸田町空家等対策協議会の会合の中でも特定空家に関する意見交換を行いました。やはり工法によって例えば表面上クラック入っているからそれが構造上致命的であるかどうか、これは案件ごとに判断しなければわからないということでありました。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり国の示すガイドラインに沿って、幸田町は判定基準というものを策定したとは言われませんか。これに基づいて空家等の対策協議会を立ち上げましたよと。対策協議会の中で種々さまざまな意見がございまして、それをお聞きしている段階で現在は足踏みの状態ですよと、こういう理解でよろしいかどうかということと、もう1つは、なぜ国がガイドラインを示して、市町村はその基準に沿って判定をする、こういうことを国のほうは定めているわけだ。そうしたときに、そこに至らないという点でいけば、足踏み状態で現状それぞれ対策協議会の中でいろいろな問題が出ておりま

すが、それから一步どう進めていくの。答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 現在の本町の状況に鑑み、今すぐに具体的な特定空家の基準を定めることも必要なかろうという判断をしている状態であります。もちろん国は、各市町村において地域の実情を反映しつつ適宜固有の判断基準を定めること等により特定空家等に対応することが適当であると示しておりますので、本町もそういったことを踏まえつつ対応を進めていこうと考えております。特に先ほど申しましたように、今のところ勧告、命令などの行政処分を伴う事案はないという理解でおりますが、今後空き家は確実にふえると考えています。実は大変不安な数字なのですが、高齢者のみの住宅など空き家予備軍と思われる家屋につきましても把握をしております。平成25年度の住宅土地統計では、65歳以上の高齢単身世帯が610戸、高齢夫婦世帯1,280戸と推計されておりました。合計1,890戸が空き家予備軍なのかなというふうな考え方もあります。幸田町全世帯の約15%の割合となっており、今後これらの状況につきましても引き続き調査、検討が必要と考えております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 一定現状についての調査もされて、認識もされておりますよという内容ですよね。そうしたときに、私が言うまでもないけれども、基本的に管理不全な家屋、管理不全な空き家という認識でそれはやっておられるのかどうなのか答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 先ほどの226件にアンケート調査を実は実施しております。その中で、アンケートの回答が少し少ないのですが48件返ってきております。この中に所有者の申し立ての中で、3割の方が10年以上建物を使用していない、1割の方が手入れをしていないと御回答されました。本町においても、幾つかの案件において管理が不全と判断せざるを得ないこういった建物もあるという認識ではあります。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それを、申し上げたとおりあなたは管理不全という視点、観点でそういうふうな答弁をしているのか。その内容は国の示すガイドライン、そのガイドラインに沿って市町村は条例で制定しなさいよというところまでは理解はしているけれども、条例化はしていないよと、現状認識ですよといったときにあなたが言われた内容は、この226件に対してアンケートを実施して48件の回収ですよ。そうしたところから導き出されている内容というのは管理不全な空き家だというふうに断定あるいは認定、あるいは認識をしているのかどうなのか。こういう点について答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 226件はあくまでも空き家と思われる件数でありまして、そのうちの数件が管理不全な状態であると考えております。なお、今後この空き家対策のポイントは2つあるかと思えます。1点は情報提供や相談活動により問題の解決に当たるもの。そして、もう1点が規制の方法により問題の解決に当たるものであります。管理不全な案件がどちらかの方法で解決できるよう、これからピックアップをし対応を

進めていきたいと考えております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 管理不全だよという一定の判断もしたと。今後はそれがますます老朽化が進んでくる、危険度が増してくる、こういう状況に置かれている家屋であることには間違いのないわけだ。そうしたときに、じゃあ、どういう取り組みをするのかという点で先ほど申し上げたとおり、国はガイドラインを示しながら、そのガイドラインに沿って市町村は条例を定めて取り組みなさいよということですが、その条例も足踏み状態ですよといったときに、空き家はどんどんふえてくる、危険な老朽家屋もどんどんふえてくる。しかし、幸田町は現場にとどまって足踏み状態をしておりますよといったら、現状の認識と足踏みとのこの内容についてあなたはどう認識しているのかということをお願いしている。つまり、現状とあなたの認識の中で乖離が相当厳しいですよ、相当ある。そうしたときに、どこに行政として踏み込んでいくか。それはやっぱり条例制定ではないでしょうかという点から含めていくなれば、現状の認識はされております。じゃあ、その現状の認識からどういうところに出口を求めていくのかといったら、足踏み状態ですよ。まさに行政は善処3年検討10年ということをお願いしておく。善処しますよって結論を出す。これが3年かかりますよ。検討しますよって答弁しても、10年後の回答が検討しますよと、これが行政のお役所仕事、こういうことなんだ。けれども、どんどんどんどん日にちがたてば、危険な老朽家屋はふえ続けていきますよということはおなたも認識をしているときに、現状のままでいいのかと。事なかれで、場当たりで、あとは追認をしていくというお役所仕事。なぜ条例化の関係で、条例化が極めて壁が高いのか。こういう点についての認識を示していただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根淵闘志君） 本町の状況に鑑み、まず幸田町で行うべき空き家対策におきましては、空き家の適正管理等に向けた広報活動、ホームページの掲載、パンフレット等の発行、そして専門家による空き家対策セミナーや相談会等の開催、これが情報提供の部分に入ってまいります。いや相談になります。そして、例えば宅建協会さんとか、管理の関係ではシルバー人材センターさんとの連携協定の締結、この模索も入っております。あわせて支援の項目になりますが、除却これに関する補助も始めました。まず、本町においてはこういった取り組みを行い、状況を見ながら必要に応じ条例化を考えるべきと考えております。もちろん今回の特措法、市町村の条例化を禁止もしておりませんし、どちらかという地域の実情に応じた条例化を求めているようにも見えます。住民福祉のためには地方の実情に応じて設定すべき基準等は法律によりのみでなく、地方公共団体が条例で定めることも効果的な手法と考えております。ただ、本件につきましては、空き家の発生状況等を引き続き調査し、具体的必要に応じ判断をしていきたいと考えております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、あなたも言われるように国はガイドラインを定めて、市町村はこれに沿って条例を制定しなさいよと言っているだけであって、それは強制されていない。ただ、そうしたときに、じゃあ、何に基づいて空き家対策、危険な空き家家屋

の関係をどう対処するかという点でいけば、1つの方法として国はガイドラインを示して、条例化しなさいよということでもあります。そうしたときに、先ほど言われました401の自治体で空き家の条例が制定をされておりますということですよ。その中であなたが、この中で今言ったわけで今の答弁の中でね、危険家屋を除去する際に条例の中では費用の一部を補助する、こういう自治体が大半であります。なぜなのか。所有者に任せておいたら、うちはまだ使えるとか、いや、まだ倒れへんよという形で自己負担に伴うものについてはやっぱり足がすくんでくる。そうしたときに自治体が危険家屋を放置せずにきちんと対処するよという形の中で条例を定めて、その条例の中で一定の費用負担、補助をするんだよと、こういう形で進んでいる。そういったときに、我が町はどうなのか。足踏みして大変だ大変だ、地主にどうするか、所有者はどうするんだ、こういう形ですよ。そうしたときに1つ後で申し上げますけれども、それにかかわる国交省が一定の方針なり規制を緩和をすると、こういう方向に動いてきている。国交省も国としてこれを放置するというのは極めて危険だよと、こういう認識の上でありますから答弁がいただきたい。どういう認識を含めてね、条例化の問題。条例化せずに除去費用を補助するのかどうか。そういうふうにしますと、人の顔を見て補助金をとぼとぼと出すというのは今の町長のやり方だ。俺の気に入ったやつにはということになるわけですね。そういう基準を持たれるという点でいけば、行政としては一面やりやすいですよ。条例化をすることによって条例化に依拠していくという点での取り組みについてはどうされますか。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 現在の国の特措法に基づいて自治体が行う調査、指導等については、十分対応は可能と考えております。条例化をした市町の状況を見ますと、特定空家等の除去についていわゆる私権を制限する規定を設ける、ここに主眼があったように思われます。行政指導のうち規制的機能を持っていると考えられるものにあつては、行政指導に従った結果が町民の権利及び利益に影響を与えられれますので、原則として条例で定めなければならない、このように理解をしております。

本町におきましては、まだそういった特定空家に対応しなければならない具体的な事案がなく、条例化に当たって細かな検討すべき具体的な項目を持っておりません。まだ本町はそこまでいっていないという理解であります。決して足踏みではなく、状況を見て適切な条例の対応をすべきと考えており、それはもう少し先であろうと思っております。もちろんこの空き家の関係で支援も必要でございますので、少し条件が耐震改修の関係でありますので若干あるわけですが、除却に対する補助も平成29年度、本年度、既に6件行っている次第であります。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、今までの議論を通して管理不全な空き家、あなたでいくとまだ幸田町にはそういう問題はないんだ、事例はつかんでいないんだよということですが、日々老朽化をしていく。そうしたときに、倒壊をした場合、周辺に危険をさらしますよね。あるいは草木が繁茂する。そうしますと衛生的にも問題が出てくる。さらに、場所にもりますけれども、景観的にもマイナスになる。さらに、空き家がありますと見知ら

ぬ人が出入りをする。防犯的にも問題があるんだよ、こういう事例はあるわけですよ。表現がいいか悪いか、ホームレスが空き家をねぐらにしている。そういう事例は全国で幾らでも出てきている。そうしたときに、そういう事例にかかわらず、空き家問題にかかわる住民からの訴えあるいは苦情が寄せられているかどうなのか答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 周辺住民などからの空き家に関する通報でございますが、平成26年度から29年度までで23件の通報をいただいております。内容といたしまして明示をいたしますと、隣家に草や木が生い茂り蜂や蛇が発生しているとか、倉庫が倒れかかっているといった苦情がありました。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、現状の認識の中から一步も踏み出さなくて、自体が深刻に進展をするのをただ待ってるだけだよ、こういうことなんですよね。なぜ踏み込まないのかという問題と先ほど触れましたけれども、国交省は空き家対策ということの1つとして、これは新聞の報道ですけれども、全国でふえ続ける空き家を福祉施設などのニーズが高い施設として民間の事業者などが活用しやすくするように、国交省は建築基準法を改める方針を決めた。耐火基準や用途変更の手續の規制を緩和をして転用を後押しをする、こういう内容で今開かれております通常国会に改正案を提出をする、こういう内容であります。そうしたときに、国のほうは全国でさまざまな事例をしんしゃくしながら進めていくという中での選択肢としてこういうものが出てきたときに、要は我が町はどうするんだと。現状の追認で現状をきちんと認識をしておりますよ、踏まえておりますよ、私権制限にかかわる条例化の制定についてはちゅうちょしております。こういうことですよ。それでいいのかということでもあります。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 先ほど答弁いたしました通報につきましても、もちろんそれに対する指導、対応はしております。所有者へ連絡し草刈りや剪定を依頼したり、修繕の対応をお願いしたりし、23件のうち除却や適正管理が行われたものが16件、7件が経過観察という状況でございます。

議員が御指摘のとおり、国のほうは一步進んで空き家対策のうちの規制ではないもう1本の柱、既存建物の活用の方向へ一つ方針を打ち出されました。もちろんこの国交省の法律案の改正、建築基準法の一部を改正する法律案ですが、この動きに先立って国のほうでは平成28年度に既に空き家対策総合支援事業というものも予算化しております。市町村がこれを使って空き家の改築等を行って、違う目的に使うことも可能ではありません。いずれにいたしましても、それぞれの自治体の状況に応じた方策をとることが肝要と考えております。幸田町の施策が後手後手に回らぬよう注意して対応してまいりたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、いろいろなことを言われ、いろいろな認識もある。しかし、現状は足踏み状態だよと、申し上げたとおり。足を踏み出さなければ事は解決しない、足を踏み出せばいろいろな問題がある、風当たりも出る。そうしたときに、それに対処

していくことによって問題を解決していく、そういう認識とスタンスで取り組みを進めていただきたいことを申し上げて、今後どうするのかその考え方も述べていただきたい。

次に、国保の都道府県化についてであります。2018年度から始まる国保の都道府県単位化で、大きく変わるのは都道府県が市町村とともに保険者になる。そのことによって都道府県が市町村とともに保険者になって財政運営の主体になるんだと、大変なことですが。これにより国保の運営にかかわるお金の流れが変わってまいります。国保に加入している住民の国保税がどう変わっていくのか問題になってまいります。これまでも国保税が高過ぎて払いきれない国保税、こういうふうに住民が指摘をされております。

愛知県が策定をする国保運営方針の項目が10項目あります。そのうちの7項目めでは、国保税の適正な実施、つまり収納率向上であります。8項目めは、医療費適正化の取り組み、これを挙げております。これらの取り組みに対してあなた方はどうされていくのか、この問題を問うものであります。同時に、この3月定例会に提出がされております国保税条例の改正案では、応能割の資産割が廃止をされてまいりました。資産割の廃止は、私は早くから税制上の矛盾があり二重課税だよと、こういうことを指摘をし、その廃止を求めてきたところであります。まず、県が策定をする国保運営方針で、現在の町の国保税の水準は維持されていくのかどうなのか。答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 本町の現状では深刻な問題となる事案は限られた件数であります。高齢化・核家族化が進むことで、本町でも空き家に係る生活環境への影響が顕在化することが危惧されます。今後、国の施策並びにほかの自治体の事例も研究し対応を進めてまいります。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） ただいま議員のほうから、次年度から行われます国保制度の県単位化についての御質問をいただいたところでございます。この制度改正につきましては、これまでも国、県から初めといたしましてさまざまな運営方針等が出されているところでございまして、本町におきましてもそれらのものを十分参酌をさせていただきながら、次年度からの国保制度がどのようにあるべきかということで今回条例のほうも提出させていただいているところではございます。そういった考え方の中におきまして、現在行っております国保制度こういったものがどういうふうになっていくのかということにつきまして、例えばその1つが国保税の額ということになってくるかと思いません。当然納付金を支払うに当たりまして、どのように税を組み立てていくかということになっていくわけでございますので、本町といたしましては前年度の住民の方の負担が同額になるような形で税率のほうを新たに算定をしていくという考え方に基きまして、制度を設計しているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり都道府県化によって、幸田町の国保の水準は維持をされるのかといたら、維持されないよ、増額していくよと、こういう答弁ですよ。そうしますと、その要因は何なのか。都道府県化になることと幸田町の国保税の水準とは質が違うわけでしょ。都道府県化においても、国保税の税率は市町村が単独で決める、こうい

うことになってますよね。そうしたときに悪乗りだ。広域化するから県のほうへの負担という点からいくと、負担増で住民に負担増を押しつけて対応をしますよと、こういうことですよ。そういうことでよろしいですか。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 確かに議員がおっしゃられますように、都道府県化とそれからそれぞれの市町村におきます国保制度、こういったものにつきまして直接の関係があると、もちろん関係はあるわけなんですけれども、都道府県化によってだから市町村の税を上げるものであるというようなつながりのあるものではないというふうに考えております。ですので、私どもも税額についての負担においてはトータル的に見て負担が新たにふえることのないような考え方ではいるというところではありますが、ただ、課税方式が変わることによりまして、個々の方におかれましての内容から見ると確かに増額になっている場合もあるということは確かに場合としてあるということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり私がお聞きしたのは、国保税の水準は維持をされるのかどうかといったら、あなたは負担増になりますよと。つまり、国保税増額になりますよということですよ。しかし、先ほど申し上げた都道府県化によって幸田町が県に納める納付金と町民に課している国保税との関係は一切ないですよ。間違いないですよ。どうするかは、これは行政の判断ですよ。そのときに悪乗りしてるのが国保税の応能割、応益割という2つの大きな課税方法。そして、応能割には資産割課税と所得割課税があります。先ほど申し上げたとおり、資産割課税についてはあなた方自身も説明ができない税だと。資産割だと、資産を持っていたら税金がふえますよと。何でだと。資産を持ってたら収入がふえますよと、収入がふえるから資産割がふえますよなんていう理屈にはならないわけですよ。資産を持っていて収入がふえるのは所得割に換算されるわけですよ。ですから、資産割を廃止をされるという点で廃止ですよと主張をし廃止を、今回の条例の中で廃止をされます。廃止をされたことによる応能割における所得割がどれだけ減収になるのか、幾ら減収になる。その減収分を本来は幸田町が政策として国保税の応能割の中の資産割を廃止しますよというのは、行政の政策上の問題でしょ。資産割を廃止したことによって国保税の減収が起きる、それは当たり前ですよ、当たり前。それは幾らなのかということは答弁いただくけれども、その減収分をなぜ所得割や応能、応益割と言われる個人均等割、世帯平等割におっかぶせるのか。悪政のきわみではないのかということですが、これはいかがですか。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） まず、今回の国保税改正によりまして国保水準というものの捉え方でありまして、基本的にこれについては現状維持していく形で制度設計を進めているというようなものであるというふうに私どもとしては考えているところでございます。そして、今回は4方式から3方式に変わることによりまして、資産割というものは国保の算定基準の中からは除外させていただくという、こういったことになるわけでございます。この減収分につきましては、おおむね6,000万円ほどが減収対象になるというふうに試算をしているものでございます。そして、この部分を確かに議

員のこれは行政側の負担でという考え方を述べられたところであるわけでありませけれども、もともと国保制度を運用していくに当たりまして必要な額を確保するというそういった考え方の中で、それを応能割あるいは応益割という形で分割させていただいているということでございますので、そのうちの一つの指標が今回なくしたという形ではありますけれども、国保運用上必要な額を確保させていただくという観点から、これをほかの応益割ですとかあるいは所得割のほうに転嫁させていただくという考え方でこれは運用させていただいているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、国保税の応能割の資産割を廃止をすることによって、国保税で6,000万円の減収になります。私が申し上げたのは、その6,000万円は幸田町の政策として打ち出した方針である、政策である。ならば、幸田町が一般会計から不足分を補填をしていく、これがあるべき町の政治の進め方ではないですか。住民がどんな生活の状況にあらうと取れるものはどんどん取っていく、これが知恵もない工夫もない現在の須賀町政のやり方をあなた方は忠実に実行をして、6,000万円の減収分を所得割として世帯平等割、個人均等割におっかぶせていく。そうしますと、どういふところに影響が出てくるのかといたら、後期高齢者医療、介護保険、こういうところにも連動して住民に税負担が押しつけられますよね。そうしたときに、そこまで被害が及ぶということになぜ思いを馳せないのか。そんなものは住民が苦しめばいいじゃないかと、俺は知ったことかといって、言い方はきれいかもしれない痛み分けという。痛み分けというのは双方が痛みを分かち合うことだけれども、幸田町は痛み分けの政治ではなくて、幸田町は一切痛まず、住民に資産割の税負担6,000万円分を押しつけていくということになるわけですよ。そうしたときにはどうなのか、こういう知恵も工夫もない短絡的な発想だよ、まさに暮らしを脅かす悪政のきわみだよということは指摘をします。そうした中で、今度は応益割で、応益割というのは先ほど申し上げたように世帯平等割、個人均等割、これは昔イギリスにサッチャーという首相がおりました。サッチャーが人頭割といって、住民に生きている限り税金を払えよといって税を課した人頭割ですよ。人頭割とは世帯平等割、個人均等割だよと、こういうことになりましたが、そうしたときにそういう政策をしていくことがいいのかどうか。減収したらそんなものは住民に負担をさせるのが当たり前だという感覚なのか。一般会計からその分は町の政策として実施をしたものでやるのか、一般会計から補填をする。そういう感覚、知恵は出さなかったのかという点で説明がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、議員のほうから今回の資産割の減収に伴いますいわゆる補填という形に対します考え方ということで御質問をいただいたかということでございます。先ほどもちょっと申させていただきました、これは確かに国保制度を運用していくに当たりまして、どこまでを被保険者の方に御負担をいただくべきかという考え方の中であるということでございます。ですので、課税をさせていただくに当たりましてその指標を4つから3つにさせていただくという考え方の中で、このものについては残りの3方式の中で御負担をいただくという、これは確かに考え方に基づいてこの制度はつ

くらさせていただきます。また国保制度がその運用上の中で、やはり被用保険にありますような事業主負担といったものがないわけでございますので、当然やはり一般会計のほうからの繰り入れ、こういったようなもの現在させていただいているところではございます。そういったものも踏まえましてこの制度のほうは進めさせていただくというような考え方で、これは進めさせていただく考え方でございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 議論はあるところでありますが、次に移ってまいります。

こうしたときに、税負担をどんどんどんどん重くしていく。そのことによって虐げられる、大変な状況に追い込まれる、こういうのは救済をどうしていくのか。法的には法定減免、そしてもう1つは任意減免という形で、法定減免は5割、2割、1割という形でくる。だけど、任意はまさに任意で幸田町がそういう生活の苦しい住民に対してどういう思いを馳せているのかという点が問われてくる内容であります。任意減免はどうされますか。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（薮田芳秀君） 国保税の減免に関する御質問であるということでございます。現在、減免におきましては、確かに法定減免と任意減免という形でとり行いをさせていただいております。法定減免につきましては、確かに所得に応じる形でこちらから計算の上でこれは減免をさせていただいているものでございます。任意減免につきましても、規則の中でこのものについては定めさせていただいているものでございます。運用のほうも、今年度は失業関係で10件ほど減免の対応のほうはとらせていただいているところもあるわけではございますが、内容的には現時点でこのものをさらに拡大するというふうな今のところ考え方ではなくて、また状況を見ながらこれは制度の充実は今後も考えていきたいというふうに考えているところではございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） やらずぶったくれでいきますよという内容であります。で、そうしたときに、国保税の滞納者に対してはどのような対応をされておりますか。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（薮田芳秀君） 国保税の滞納の方ということでございますので、基本的に納期までにお納めいただけてないような方につきましては、逐次、期間を設けて、個々に滞納の方々に対しまして、滞納の状況を把握させていただきながら、それを分納につなげるとか、完納に向けての納税相談をさせていただくところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私がお尋ねした対応というのは保険証。保険証はどのようなふうな内容で対応をされているのかということでもあります。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（薮田芳秀君） 保険証に関しましては、たしかに滞納で納めていただけない方の場合ですと、短期者証という形で通常よりも短い、3カ月という期限のものを発行させていただいております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君）　そういうふう滞納するとペナルティーで有効期限が3カ月ですよと。しかし、滞納しているのは国保の世帯主だ。世帯主に扶養されている子どもに対してはどういう対応をしておりますか。

○議長（杉浦あきら君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君）　現在ですと、高校生以下の世代の方につきましては、6カ月という形での短期保険証を交付させていただいておるという状況でございます。

○議長（杉浦あきら君）　14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君）　国保税を滞納するのは世帯主。言ってみれば親が悪い。親の因果を子に報いさせるような悪政を推進しておってどうするのだ。短期証6カ月だけども、じゃあ6カ月ですよと。子どもに罪がないのに、親の訴追をこっちに回すなんてことはとんでもないことだ。だから、少なくとも幸田町は中学校卒業までの医療費は、子どもの医療費は無料化ですよ。無料化のときに、無料券を持って、保険証を持っていったら、あなた何だ、6カ月の短期証じゃないかと言って、子どもに肩身の狭い思いをさせていいのかということなの。改善する意思是。

○議長（杉浦あきら君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君）　この件につきましては、これまでも御指摘などもいただいておりますが、この制度の運用のあり方については、今、検討のほうは進めさせていただいているところではございまして、次の更新が今年8月ということになります。その時期におきましては、高校生以下の方につきましては、通常と同様の2年という有効期限の保険証を交付していくように検討を進めておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君）　質問者に申し上げます。発言時間が残り1分ですので、よろしくお願いたします。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君）　質問時間は有効、適切に使っていきたいと思います。

要は、今、内容は先ほど、前回でも答弁された内容を具体的にされた内容であります。そうしたときに、思い起こされるのは町長は子育て支援だということを言われます。子育て支援であれば、中学校卒業までの医療費の無料化を高校生まで拡大をする。その意思について町長に答弁を求めるものであります。

○議長（杉浦あきら君）　町長。

○町長（大須賀一誠君）　義務教育で現在のところ、ずっと行っているわけございまして、今のところ、高校生までということになりますと、中学卒業して働いている方もあるわけでありまして。高校生だけに絞って行うということについても不備があるのではないかというふうに思いますので、しっかりこの辺も将来にわたって検討させていただこうというふうに思います。

○議長（杉浦あきら君）　14番、伊藤宗次君の質問は終わりました。

ここで、10分間休憩といたします。

休憩　午前11時14分

---

再開　午前11時24分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、お諮りします。

本日、中日新聞社より、議場内の写真撮影及び録音の申し出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、中日新聞社による議場内の写真撮影及び録音は許可することに決定しました。次に、11番、池田久男君の質問を許します。

11番、池田君。

○13番（池田久男君） 議長のお許しをいただきましたので、先に通告してありますので、通告順に質問してまいります。なお、質問事項、多岐にわたっております。質問事項が前後する場合がありますので、臨機応変に御答弁をお願いしたいことをお願いして質問に入ります。

まず最初に、大須賀一誠町長の次期3選出馬の決意でございます。大須賀町長は平成22年8月に町民の多くの温かい御支援によりまして、初当選されました。以来、今日まで2期6カ月、長きにわたり、幸田町のリーダーとしてすぐれた政治感覚と抜群の行動力をもって、日夜、町政発展のため御尽力されております。その献身的な態度は、町民にとって、これほど頼りがいのある人はほかに類を見ないと言っても過言ではありません。大須賀町長の業績は私が申し上げるまでもなく、町民の皆様がよく御承知しており、その一端を述べますと、消防無線のデジタル化、幸田小学校の校舎増築、基幹相談支援センターの設置、また4月1日から開設いたします多世代交流施設、ほっと館、企業誘致の推進、土地区画整理事業等々、数多くございます。常に町民の声をつぶさに聞き、その立場に立って大所高所から行動されています。また、その広範な知識とすぐれた政治力を高く評価され、現在、愛知県の町村会長、全国の町村会副会長としての要職にあり、各町村の向上発展、地方自治の健全育成にも努力されております。しかし、まだまだ大須賀町長には夢のある幸田町にさせていただくために解決しなければならない行政課題が山積しております。大須賀町長、課題の解決のためにもぜひ引き続き、強いリーダーシップを発揮され、3期目の町政を担当していただき、持続可能なまちづくりに努力していただきたいと思っております。その決意をお伺いいたします。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） ただいまは池田議員から、私の次期町長選におきましての御質問がございました。これまで私も2期8年目になるわけでありましてけれども、いろいろな行政評価をいただいていること、本当に今、池田議員がいろいろ身に余ることをおっしゃっていただきましたのですけれども、本当に心から感謝を申し上げたいと思っております。

今まで、私の行財政運営ということにつきましては、まず、財政運営の健全化というものを一番最初にやっておられました。それは当初の1期目に事業仕分け等々をやりながら、財政運営の健全化をやってまいりました。かなりの借金を返済して、一つのベースについたかなという、今、時期でございます。

行政運営につきましても、箱物をやらないじゃないかというお叱りを受けるわけでありすけれども、今、町単独でやるということよりも広域連携を進めることによって、特にうち、町単独で病院なんて建てられないわけでありまして、岡崎市と一緒に広域連携で大学病院だとか、ごみ処理施設、子どもの発達センター、それから斎場だとか、蒲郡でやっております斎場、町だけではなくして、お互いに広域連携で進めることによって、近隣の市とともに我が幸田町、西三河9市1町、ただ1つの町でありますけれども自立した行政権を持っているということでございます。そういう意味で今後におきましても、広域連携を図りながら町民の皆さんの生活環境、また、行政につきましても身近なものを今までは進めてきたつもりでございます。今後につきましても、その事業を進めてまいりたいと思っております。

私自身、町民の皆様の御理解がありましたら、次期も担当したいなという気持ちでいっぱいでございます。特に今、農業施策、緑地の保全、そういうものについても、この幸田町は一番適地であるということで、これも見守っていかなくてはいけないだろうと。それから、財政基盤の安定化を図らないことには、持続可能なまちづくりはできないだろうというふうに思っております。企業誘致の問題につきましても進めてまいりたいというふうに思っております。それから、大型事業ということで、幸田町で大きな施設として体育館がないということが体育協会いろいろなところからございます。これにつきましては、すぐ簡単にできるような財源ではないのですね。30億、40億かかる大きな施設になろうかと思えます。それにつきましても基金を積み立てしながら対応してまいりたいというふうに思っております。

それから、3駅を中心とした幸田町のまちづくり、これは3駅プラス1ということで進めているわけでありすけれども、それぞれの町を中心とした独特の、みんなの3駅同じじゃなくして、それぞれの独特のまちづくりも進めていきたいなというふうに思っております。安全安心で生活できる、ほっとできるようなまち幸田。ちょっと、しかしながら田舎だけでも、ちょっと行きたいねと言われるようなまちづくり。そんなことを私は次回、もし当選させていただけることであるならば、さらに皆さん、町民の皆さん方とお話をじっくりしながら進めてまいりたいなというふうに思っております。大変十分な回答になりませんかもしれませんけれども、私の気持ちとしては、次期も担当させていただきたいということですのでよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） ただいま、町長が現状と将来にわたっての多くの課題、また、行財政運営を話されました。基本的には町民の御理解があれば、次期3選に向けて頑張るといふことの決意表明であったかと思えます。強い決意だと私は認識しております。

そこで、まだ任期が半年ほどあります。初心を忘れずに今後も住民の立場に立って、町政の一層の発展を目指すことを御尽力いただきたいことを申し述べまして、次の質問に入りたいと思います。次の質問事項でございますが、財源の確保ということで、幸田町が財政上の課題や取り組みについて質問してまいります。

本町は、昭和40年代から積極的に進められた優良企業の誘致運動により著しく発展してきました。企業、城下町として製造品の出荷額、全国市町村の中でも上位を占める

存在となっております。平成21年にリーマンショックのあおりを受けまして、景気も低迷しておりましたが、平成25年にやっと景気回復の兆しが見えてきました。本町が持続可能なまちづくりであり続けるためにも、財源確保のために産業の安定と、さらなる発展が必要不可欠であります。

そこで、本町の財政状況をお聞きをいたします。財政の安定化について、町税の推移をお聞きします。平成19年度から平成29年度までの町税の推移は平成19年については93億円と非常に高い税収がありましたが、平成20年から29年までの平均すると右肩下がり、特に目にするのが法人町民税の激減であります。途中年度にリーマンショックがあり、減収は、減収補填債33億円の借り入れで穴埋めいたしました。そこで、法人町民税の考え方はどのように認識されているのかお伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 町税の推移から御説明のほうをさせていただきます。町税につきましては、個人町民税、法人町民税、固定資産税の3つの基幹税となりますが、まず、個人町民税につきましては、リーマンショック前の平成19年度では22億9,000万円であったものが、平成28年度の決算では25億円ということで、堅調な人口の伸びに支えられ安定的に順調に推移をしております。また、固定資産税につきましても、平成19年度は43億円であったものが、平成28年度では43億3,000万円と、こちらも安定的な財源として確保されております。しかし、町の財政を支えてまいりました法人町民税につきましては、平成19年度では21億1,000万円であったものが、平成21年度では2億円となり、平成28年度では、また9億2,000万円まで回復いたしました。平成29年度では予算ベースで3億2,000万円と景気や企業の業績による年度間の変動が大きく、また制度改正による一部国税化、これによりまして12.3%でありました税率が9.7%へと下げられるなど、安定財源として見込むことはできないというような状況になっております。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） 今、法人町民税の件について答弁していただきました。個人町民税、固定資産税は比較的安定しております。そこで本町は自動車関連企業が大変多くありまして、景気に左右するところは大変多くございます。しかし、現在では法人町民税に頼るところが大きいですけど、景気の動向や先を見据えた財源、大変難しいと思いますけど、財源確保に向けて、いろいろな角度から注視をしていただきたいと思います。財源確保の努力をしていただきたいと思います。どうかお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 財源の確保ということでございますが、こちらにつきましては、議員おっしゃられるとおり、もともと幸田町は企業城下町ということもございまして、法人町民税に頼る部分が大きかったということでございます。法人に携わる、その法人町民税も不安定なものとなってまいりましたが、あくまでも税金は、その例えば法人企業を誘致した場合、法人町民税だけではなく、固定資産税だとか、償却資産税、こういったものも当然企業等が進出した場合は入ってくるということでございまして、法人町

民税だけに頼らず、企業誘致によります固定資産税や償却資産税、こういったものも今後は期待をして企業誘致等が必要だというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） 法人町民税の答弁をいただきました。それに沿って法人税割の見込みについて質問してまいります。

平成30年度当初予算は前年度5.4億円のプラスであります。平成31年以降はどのように推移していくのか御答弁願います。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 法人町民税でございますが、平成30年度の当初予算では、法人税割を7億1,000万円と、前年当初予算と比較しまして5億4,000万円の増額というふうにいたしました。これは町内の大手自動車関連企業が平成29年度につきましては、予定納税がなく、その分も平成30年度で納税いただくことにより、通常の1.5倍の納税となることから大幅な増額となりましたが、平成31年度以降につきましては、通常ベースに戻るということから、平成31年度は5億3,000万円程度、平成32年度は、税率が年度後半から9.7%から6%に下がるということから4億2,000万円程度。平成33年度以降は全て税率が6%となるということから、3億2,000万円程度と見込んでおります。均等割まで含めました法人町民税といたしましては、先ほども御説明いたしました。平成19年度では21億1,000万円あったものが、平成33年度以降は4億2,000万円程度で推移していくであろうと、約17億円ほどの減少というものが推移していくということで、大変厳しい状況が今後は推移していくというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） 先ほど法人町民税については、大変厳しい状況であるということでございます。やはり、今、幸田町があるのは、先人が本当に苦勞して優良企業を誘致しまして、幸田町が現在持続可能な町として発展しておるのも事実でございます。先人のおかげであります。そして、昭和60年度から幸田町はこの国にも頼ることなく、自前で行政運営をしてきました。そこで、財源確保ということで、法人町民税、貴重な財源でございます。固定資産、また、いろいろな財源確保について御苦勞されております。やはり、このまま幸田町単独でいくなれば、やはり、現在進められております区画整理とか後ほど質問にあります企業立地、ふるさと納税、また一部クラウド化ということもお聞きしましたので、この際、クラウド化について、ちょっと答弁を願います。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今、クラウドの関係の御質問でございますので、企画部のほうからお答えさせていただきますけれども、クラウドファンディングという形で、ふるさと寄附金と似たようなものでございますけれども、いわゆるそういったものと税控除はないのですけれども、インターネットを通じて資金の提供が可能なもので、その後、完成した商品とか、そのサービスを受けるという形で、民間においてよくこういった形のクラウドファンディングありますけれども、行政でもガバメントクラウドファンディン

グという形で、いわゆる行政、自治体のほうも、こういったいわゆる資金を集めるための取り組みを行っているということでございます。いわゆるそういったプロジェクトに対しての応援というような形で行っていると。そのためには、いろいろな部分で集めるためのいろいろな注目を引くようなプロジェクト、こういったものに応援し、それに対して、いわゆる投資、融資をすることで、その後のサービスを受けることで可能になってくるというようなことで、こういったことも新しい制度でございますけれども、財源捻出のための一つのメニューとして検討していきたいというふうに考えている状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） 新しい財源として積極的に取り入れていくという回答がありました。そこで、一般会計の歳入の推移についてお伺いをいたします。

平成28年、29年はふるさと寄附金が目につきますが、総務省の通知1本でなくなる、また大幅減収にも考えられる財政運営はどうなるのか、平成30年度投入するのか、歳入、平成30年では財源として7.5億円計上されております。なければ、11億7,000万円の貯金を投入するという考えから、この歳入不足をどう穴埋めするのかお伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） ふるさとの寄附金につきましては、法人町民税の持ち込みによってかわる形で、本町にとっては新たな大変貴重な財源となっております。平成28年度では10億円の御寄附をいただき、そのうち4億3,000万円が財源として活用ができ、この平成29年度では、現在、17億円の御寄附を見込み、約8億円の財源の確保を見込んでおります。

また、平成30年度におきましても、15億円の御寄附を見込んで、7億5,000万円の財源ということで見込んでおきまして、税収が伸び悩む中におきまして、多くの事業を推進していく中で本当に貴重な財源となっておりますということで考えております。

実際にふるさと寄附金がなければということもございますが、そのようなケースであれば、例えば、このふるさと寄附金につきましては総務省、こちらのほうも毎回いろいろな通知を毎年4月1日に出しておるということで、制度もどういうふうに変わっていくかわからない部分もございます。もし、そういった数字の関係でこういったものがなくなってしまうということであれば、当然、そのときのための財政調整基金、こういったものを積んでございます。現在、財政調整基金は26億5,000万円の基金の積み立てがあるということもございますので、こちらのほうを活用して事業のほうは進めさせていただくということになると考えております。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） ふるさと寄附金については、安全安心のための生活道路の舗装、交通標識、それと教育等、いろいろな形で広く使われております。これも寄附者の意向に沿ったものであると考えております。そこで、このふるさと寄附金でございますが、ちらっと聞くとところによると、九州にも同じような某寝具メーカーの進出があるよとちらっと聞いた話ですが、その同じ大手寝具メーカーの会社なのかどうかお聞かせ願います。

この辺で、ふるさと寄附金も少なくなるのじゃないかなとちょっと懸念しておりますけど、その辺のところをお聞かせ願います。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） ふるさと寄附金の中で、幸田町の場合、エアウィーヴが大変人気がありまして、こちらのほうに返礼品、多く申し込みがあるということでございます。今、このエアウィーヴという会社は幸田町に工場があるということで、うちは返礼品として扱わせていただいておりますけれども、本社のほうは大府市にあるということで大府のほうでも返礼品として扱っている。また、今、議員おっしゃられましたとおり、九州の福岡県の大刀洗町、こちらのほうにも関連の会社があるということで今年の11月ごろからそちらのほうでも返礼のほうを始められたということでございまして、そちらのほうもなかなか好調であるというふう聞いておりますので、今後、うちの寄附金のほうが少し減ってしまうのかどうか、ちょっと今のところまだ不確定でございますが、お互いに今、ウィンウィンというような形になれば、一番よろしいかというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） 現在の幸田町の財源にとっては非常にふるさと寄附金の占める割合が多いということで、これからも今までも政府のいうこととか、総務省のいろいろな締めつけがあるかと思っておりますけど、このふるさと寄附金の基本に戻って対処していただきたいと思っております。

そして、次に性質別決算の推移、普通会計についてもお伺いをいたします。平成19年度から23年度まで、ほぼ横ばいでございます。平成24年度から29年度までは極端に右肩上がりになっております。特に下水、駅前、福祉・医療、委託料、賃金等、景気回復と言われている中で、町税は右肩下がりになっております。歳出は右肩上がりですが、平成25年度、122.6億円から平成28年度は150億円、27億4,000万円の増加をしております。この原因、それと解決策をお伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） まずは、ふるさと納税につきましては、総務省から毎年通知が出されるということで、本町といたしましては、総務省の指導、指示をしっかりと守って、制度をしっかりと遵守しまして、継続して行っていきたいというふうに考えております。

それから、今の御質問の原因と解決策ということでございますが、近年、本町の財政状況は、町税が右肩下がり、それで歳出は右肩上がりの傾向ということが続いているということでございまして、そのサイズにつきましては平成25年度の122.6億に対して、28年度は150億と。税収とは反対に大きく増加しておるということで、平成30年度の当初予算におきましては、156.1億ということを予算計上させていただいております。このように歳出予算規模は急激に大きくなってございますが、その原因といたしましては、最も大きく伸びていいのは福祉や医療に係る扶助費、こちらのほうは10年前と比べると2.4倍にふえておる。また、委託料や賃金等の物品費、こちらにつきましても1.6倍。下水道や駅前区画整理への繰出金も1.3倍にふえています。また、さらに最近では人口増加に伴う学校の整備や町民会館などの公共施設の修繕費、こうい

ったものも増加しておるといふ状況でございます。また、ふるさと寄附の本格的な取り組みを始めたということで、返礼品代を含む業務委託料、こういったものも歳出増加の原因となっております、平成28年度におきましては、5.5億円ほどの歳出増加というふうになっておるといふことでございます。

必要である事業に関しまして、当然必要、どんどん推進をしていくということでございまして、税収のほうは少し落ち込みの部分もありますが、堅調に推移しておりますふるさと納税、こういったものを活用して事業のほうを進めておるといふことでございます。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） また一歩進んで、持続可能なまちづくりを行っていくには、やはり、このふるさと寄附金の活用、また、起債、貯金の取り崩しで財政運営が続いている現状があります。企業立地の取り組みをさらに強化を進めていきたいと思っておりますが、まず、ふるさと寄附金の活用と起債、それから貯金の取り崩しについての財政運営はどうお考えですか。お伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） まず、起債の考え方につきましては、当然、その公債費というのはもともと幸田町高かったということもございまして、税収が伸び悩む中で新たな財源ということにつきましては、この公債費を少しでも下げて使える財源をふやそうという考え方でずっとこの10年ぐらい公債費を下げるということで努力をしまして、かなり、だんだん下がってきておるといふことでございます。また、基金につきましては、法人町民税、上下に大きく振れるということで財源不足となる年が数年に1回あるということもございまして、基金はしっかり確保して活用していくということで行っておると。それから、あとふるさと寄附金に関しましては、通常なかなかできない、例えば大きな施設の修繕、こういったものにつきましては起債の対象とならない、要するに貯金を取り崩してやらなければならないという部分でございまして、そういったものに、このふるさと寄附金というものを一般財源として使わせていただくというような形で現在、財政運営を行っているということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） 本当に今、本町に財政にかかわるふるさと寄附金の比率は大きいわけでございますけれども、しっかり頑張ってください、少しでも財政確保に努めていただきたいと思います。

次に、歳出の関係で財政の健全化のことについてお伺いをいたします。

持続可能な町政運営を続けるためには、歳出の優先順位をつけること。また、予算についても法律的な執行が必要と思っておりますが、考えをお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 財政の健全化を図るということでございまして、このためには、安定的な財源の確保とあわせまして、歳出につきましても今年度負担の軽減だとか、事業の取捨選択、メリハリをつけるということによりまして適正化を図っていかねばならないというふうにお考えしております。この後年度負担の軽減に当たりましては、必ず

しも起債を活用した財政運営を否定するものではなく、過度な起債により、今年度の財政運営が硬直し、未来の子どもたちに大きな負担を背負わせることを避けるためにも起債残高の減少に努めつつ、計画的な借入れを実施していくという必要があるというふうに考えております。この事業の取捨選択につきましては、人口増に伴うインフラの整備だとか、住民の意識、要望など、行政需要を的確に捉え、事業の優先順位を見きわめ、最小の経費で最大の効果が得られるように努めていく必要があります、そのために実施計画でありますローリングプラン、これによりまして、計画的な事業推進を図る、入るを量りて出ざるを制す、この財政理念にのっとり財政の健全化を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） 先ほど部長は人口増ということで発言がありましたけど、この本町は2040年までに日本創生会議において、人口が伸びるということを発表されておられて、特に若年の女性のほうの増加がふえるということをお聞きしております。人口増に伴って、また、公共施設の維持管理も必要になってこようと思います。長寿命化に向けて、その辺の公共事業の施設管理について、どうお考えかお聞かせ願います。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 公共施設の維持管理ということで、この長寿命化対策ということでございますが、これにつきましては全国的にも大きな問題となっております。本町におきましても開館から20年から経過いたしました町民会館だとか図書館、または町民プールのほか、小中学校や役場庁舎等に係る改修費用が財政上の大きな課題となってきたということでございます。特に町民会館につきましては、町の文化拠点といたしまして、広く町民の皆様が親しまれている施設ということもありまして、今年度も3.5億円を投じまして、舞台音響照明設備の改修をしたところでございますが、今後につきましても、実施計画に基づきまして緊急性だとか、安全性をもとに優先順位を精査し、住民サービスの低下にならないよう適正に管理していくということで考えております。

また、その他、道路だとか橋梁、それから下水、その他、公民館等、公共施設全般のインフラ資産につきましても、将来的には大きな改修費用が見込まれているということで、交付団体においては、それらに対する特別な起債というものが認められておりますが、不交付団体である本町につきましては、こういったものも自主財源を確保していかなければならないということもございますので、将来に備えるためにも計画的な基金の積み立て、こちらが必要になってくるというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） 人口増に伴って、いろいろな公共施設、大型事業がめじろ押しということでございます。何はともあれ、幸田町の身の丈に合った財政運営をしていただきたいのが、私は一番いいのではなかろうかと思っておりますので、その辺のところ、十分優先順位を決めまして取り組んでいただきたいと思っております。

次に、歳入のその取り組みということで、企業誘致の推進についてお伺いするものでございます。現在、本町には11カ所の工業団地がありますけれども、その現状と今後の計画をお伺いいたします。また、企業立地動向についても、今、建設されているとこ

ろ、また、これから建設されるところもあわせてお伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監兼企業立地課長（志賀幸弘君） 企業誘致に関する御質問でございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

議員言われましたとおり、現在、企業立地マスタープランにおいては、町内に拡大工業用地11カ所を予定をしております。個別的にというところの御質問がありましたので、まずは野場、デンソー西尾製作所のすぐ隣接地に蒲郡から来ておられる飯島精密工業が入っておられるということでございます。11カ所のうちの1つがそこで埋まってしまった。もう1つは、久保田岬山地区でございますが、これは久保田の坂崎、久保田の金星工業の対面でございますが、こちらも筑波のHATAKEカンパニーという農業法人等々の企業が進出しており、11カ所のうちの2カ所は既に入っておるということでございます。

そして、今後のというところでございますので、国道23号バイパス、幸田須美インターチェンジ建設に県の企業庁からの工業団地の開発が県の意向として検討地区に入ったということが1点ございます。そして、その隣接の東山地区につきましては、現在、民間の町内優良企業が開発の申請をしているところでございます。さらに現在、企業の複数社から幸田町への進出意向書をいただいております、地元の皆様方の御理解をいただきながら、慎重に対応をしているところを御報告をさせていただきます。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） 大変、今、立地監の説明で、この工業誘致団地内には具現化しているところもあるということを知りました。また、新たな工業企業誘致として、坂崎のほうでは、長嶺のほうのある会社が出たいというような話を進められて、地元と協議しておるようなことを少しお聞きしましたが、その辺のところわかれば、ちょっと教えていただきたいなと思っておりますけれども、どうですか。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監兼企業立地課長（志賀幸弘君） ただいま議員のほうから坂崎の長嶺地区の関係の御質問をいただきました。現在、長嶺区の皆様方と土地の地権者におきまして、企業団地の開発の推進協議会の準備会を第1回を終わられて、来年度に向けて設立総会を進められるという情報は私どもで掌握をしておる、そういったところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） そこには筆柿という、幸田町特産の団地がありました。その辺の地権者との協議のほうはしっかりやっていたか、まだ、これからだよという。どうでしょう、その辺のところ。わかったところでよろしいですけど、ちょっと教えていただきたいなと思っておりますけれども。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監兼企業立地課長（志賀幸弘君） ただいま議員が言われましたとおり、筆柿がある地区でもございます。筆柿のパイロット事業の役員の皆様方がそちらの協議会の中に入っておられるということを知っておりますので、地元のほうの調整は今後、地元にて随時慎重に進めておられる、そのように推察をしておる、そういう状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） 幸田町の重要な財源確保のためになります。立地監にちょっとしっかり頑張っていて、幸田町に優良企業の誘致をしていただきたいと思います。どうですか。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監兼企業立地課長（志賀幸弘君） 議員おっしゃられるとおり、幸田町においては、企業立地マスタープラン、幸田町まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、新産業創生を目指した企業誘致を行っております。現在、愛知工科大学の中にある幸田ものづくり研究センターを窓口にして、企業の皆様方から求められているIT・IoT推進事業を産金学官にて進めて、より一層の優良企業の誘致の推進を目指しておるところを御報告をさせていただきたく思っております。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） しっかり幸田町のものづくり、限定していただいて、これが実になって、幸田町の財源確保に十分役立つよう活躍していただけたらと思っております。

続きまして、広田川菱池遊水池の早期整備と進捗状況について伺うものでございます。本町の安全安心対策は、広田川の抜本的な改修と菱池遊水池の早期建設が必要不可欠であります。広田川は平成20年8月末豪雨により、赤川合流点付近の左岸が破堤し、優良農地の稲作地帯は6日間冠水いたしました。その米の収穫を諦める結果となりました。また、流域では越流、内水により、住宅、工場等の床上、床下浸水が発生し、甚大な被害を受けました。そして、広田川流域、治水対策検討会で緊急的ではありますが、実施すべき河川として平成21年度から平成25年度の5年間で整備を実施してまいりました。町民の安全安心は住環境として、生活するためには早期の事業実施が必要不可欠であります。遅々として今進んでおりません。早期に事業完了が必要である。さらなる事業推進をしていただきたい。まさに広田川流域の治水対策としては菱池遊水池とともに欠くことのできない施設であり、同時に事業推進をしていく必要があるかと思っておりますけど、お考えをお聞かせください。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） まずは、広田川本線の状況についてであります。平成25年度までの緊急的な整備完了後も引き続き、上流に向かって河道拡幅整備が進められており、平成26年度から平成29年度までで新田橋下流までの整備が進み、現在、新田橋の改築及びなかよし橋付近の河道拡幅を実施しているところであります。菱池遊水池に至るまでには、まだおおむね1キロ程度の河道拡幅整備が必要であり、その区間には基幹3基や橋梁2橋の架けかえも含まれています。

次に、菱池遊水池の状況についてであります。菱池遊水池は約24ヘクタールと非常に広大であります。関係する地権者がかなり多く、事業の推進には関係地権者の皆様からの御理解をいただくことが重要と考えております。幸田町といたしましては、事業主体である愛知県と地権者の皆様とのかけはしの役割を担うべく、まずは地権者代表者会を組織して、情報の御提供や御意見を伺う側を設けております。広田川整備並びに菱池遊水池が早期に完成されるよう、今後も引き続き、地権者の皆様の初め、関係機関とも

調整しながら、しっかりと準備を進めてまいります。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） 平成25年度までは柳川の合流点まで実施していただきまして、本当に水の流れが変わったなという思いでございます。また、今年の11月でしたか。台風が来まして、大変水量が増水をいたしまして、幸田の駅西の赤い橋からは堤防から手が洗えるような状態でございます。その広田川の改修でございます。本当に遅々として進んでおりません。また、その辺の状況を踏まえて主流に流れ込む相見川とか小浜川の水々も徐々には変わってきている状態でございます。一刻も早く広田川の河川改修、それとあわせて、あそこは野場横落線が今、岩堀地区の西脇地区でとまって3差路になっております。用地確保はできておりますけど、この広田川菱池遊水池、それと都市計画道路であります野場横落線、三者一体にやっっていかなければ、どうしても取り残すところがあるかと思いますが、その辺の見解をちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 野場横落線におきましては、現在、御指摘の菱池遊水池の部分を残し、その西側、野場の部分に着工しております。今、新幹線の下、来年度は県道まで進めたい。このように考えております。この野場横落線と菱池の遊水池におきましては、もちろんエリアは重なりますので、相互に関連するという認識はございます。現在は広田川流域の治水安全度を向上することが最優先と考え、広田川本線の河道拡幅並びに菱池遊水池についてもあわせて整備されるよう県に働きかけております。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） 大変、今、東北大震災、また地震等で海岸側にお金がいってるということでございます。しかし、幸田町の安全安心は、やはり広田川の抜本的な改修と菱池遊水池の早期建設が望まれておりますので、その辺のところを踏まえて早期に改修建設をしていただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

続きまして、ごみの無料化配布についてお伺いをいたします。

幸田町はごみの減量化、資源化の取り組みを昭和48年度から積極的に導入し、取り組んできました。そのときの指定袋の料金、ポリ袋サイズが60センチかける40センチで、1枚10円でありました。平成7年度には分別収集を開始をして、平成12年度までに地区別に順次開始いたしまして、平成10年度には全町へ拡大した経過がございます。そして、平成9年にごみ袋、45リッターを20円、30リッターを17円に改定いたしました。そして、平成17年の4月に現在の45リッター、1枚45円、30リッター1枚30円に改定し、平成20年の4月には特小袋として20リッター1枚20円に改定して現在に至っているわけでございますけど、最近、町民の皆様からの幸田町のごみ袋が高いねという声も聞こえております。そこで、最初にお伺いをします。

このごみ袋について、有料化、無料化、また無料配布とはということについてお聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 有料化、無料化、無料配布、この違いということでございますが、まず、有料化とはごみ袋の価格設定におきまして、製造流通品に加えまして、

さらに手数料を上乗せすることによってございます。これに対しまして、無料化とはごみ袋の価格設定をごみ袋の製造流通費相当分のみとし、手数料を上乗せしないことによります。ただし、これは無料といってもただということではなく、原価代はかかります。そして、無料配布とは、ごみ袋がただで配布されることによります。例えば、愛知県内では3つの市で行われておりますが、一定量が無料で配布されております。ただ、一定量を超えるものにつきましては、有料化ということによります。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） それでは、ごみ袋の料金について県内の状況、また幸田町より料金の高い市町があるかどうか、お答え願います。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 現在のところ、幸田町は大袋45リットル1枚45円ということによります。常滑市、設楽に続いて3番目に高いごみ袋の料金ということになっております。県内の動きといたしましては、このところごみの有料化実施に向けた動きが加速しております。例えば知多市は平成29年4月1日から家庭系可燃ごみ、不燃ごみともに有料化になっております。また、田原市におきましては、平成30年2月1日、この間からでございますが、家庭系可燃ごみ袋を有料化し、大袋45リットルを1枚22.5円ということを一応スタートをしております。同時にごみ減量目標を田原市の場合は設定してございまして、その目標が達成されない場合はごみ袋代を現行の2倍の45円、これはもう幸田町と同じということになりますが、そういった方針を定めております。なお、有料化していない隣接市の岡崎、西尾、蒲郡の料金は原価代とし、例えば、大袋45リットルにつきましては1枚12円から13円となっております。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） それで、ついででございますけど、ごみ袋の作成状況と費用はどんなものかお伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） ごみ袋の過去3年の作成状況について見てみますと、作成枚数につきましては、大、小、特小を合わせて、平成27年が148万枚、28年が147万枚、29年が137万枚となっております。作成費用につきましては、平成27年が938万5,000円、28年が796万3,000円、29年が692万2,000円となっております。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） 大変細かな数字をいただいてありがとうございます。

そして、私は最後の質問でございます。無料化のお考えをお聞きいたします。無料化の考えについて、どうお考えかお聞きをしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） ごみの有料化につきましては、これまでごみの排出量に応じて、ごみ収集に要する費用の一部を手数料として負担していただくことでごみの減量

化、リサイクルの推進、負担の公平化が図られており、当面、この状態を維持していきたいと大まか御答弁させていただいておったところでございます。しかしながら、幸田町では町民の皆様の御努力により、ごみ減量の意識や行動が町民のライフスタイルにかなり浸透定着しております。そういったことでごみ減量化のほうはかなり図られてきておる状況でございます。また、ごみ袋の値下げを実施した東京、神奈川、栃木県の自治体の事例もでございます。そういったところを調査いたしますと、値下げをしても直ちに排出量の増加に結びつくとは限らないよと、そういった結果も出ているようでございます。以上を踏まえ、来年度につきましては、5年に一度の一般廃棄物処理基本計画の改定年でもございますので、これと並行いたしまして、現在、ごみ袋の値下げも視野に入れながら具体的検討を進めているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） 今、環境経済部長から、現在はごみ袋の値下げも視野に入れながら検討も進めているというような、私は解釈いたしました。このことについて町長の考え方をお聞きしたいと思いますけど、町長、どう思われますか。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 余り時間がないようでございますので、簡単に説明させていただきますと思います。

先ほど部長が申し上げましたとおり、町民の皆さんの努力によりまして、ごみの排出量が抑制されたということで、かなり当初よりもごみ処理費用が安くなってきているという、そういう状況もございまして、今、試算として、私どもがちょっと考えているのは、ごみ袋の価格を3分の1程度下げようかなということで、今、事務方と調整をいたしております。先ほどの田原市の事例のように有料化ですけれども、それがうまくいけばもっと下げるよと。ごみの量が多くなれば、もっと高くしますよと、そういうような考え方も試行的に幸田町でも3、4年か5年ぐらい、すぐ実施していきたいなというふうに思っております。また、事務方の準備が整い次第、遅くとも平成31年度からは実施をさせていただきたいと。早くできれば30年度の後半に向けても、やれば実施をしていきたい、そんなふうに思います。大変恐縮でございますが、以上、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） まだ、2つほど残っておりますけど、答弁時間がございません。私は総合体育館の早期建設に向けての私の考えを申し上げますので、よく聞いて対処願いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

また、幸田駅前の周辺の整備については、また次回にしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。総合体育館の早期建設ということで私の思いを皆さんに聞いていただきたいと思っております。

平昌で開かれた冬季オリンピックは17日間にわたって熱戦を繰り広げました。雪と氷の祭典が2月26日に幕を閉じました。冬季大会で過去最高の13個、金4、銀5、銅4のメダルを獲得した日本勢、連日テレビで日本選手の活躍が大きく報道され、日本、誰しもが感動したと思います。また、2020年には東京オリンピック、パラリンピック

クが開催されます。200を超える国と地域の方が参加予定するそうでございます。そこで、子どもたちからお年寄りの方まで幅広い世代が利用できる総合体育館の早期建設であります。町民の夢と願いであり、地域の活性化を生かすためにもぜひ体育館の建設をしていただきたいということで、町長は就任当時から箱物行政は一切行わず、今日まで本町の身の丈に合った行財政運営をやってこられました。将来にわたって身の丈に合った行政運営は必要であると十分承知、認識しておるところでございますが、しかし、町民の心、考えが変化しているのも事実でございます。町民の願いをかなえることも町長の仕事であり約束でもあると思います。どうか、この今私が申し上げたのを心におさめまして、次期また質問をいたしますので、その考えをまとめて将来の整備計画、また問題点はあるのかということをもた時間がありましたらお聞きしますので、よろしくお願ひします。

これをもって私の質問は終わります。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田久男君の質問は終わりました。

ここで、昼食のため休憩とします。午後は1時20分より会議を開きます。

休憩 午後 0時23分

---

再開 午後 1時20分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番、水野千代子君の質問を許します。

5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 議長のお許しをいただき、通告順に質問してまいります。

男女共同参画社会についてであります。

国においては、平成11年に男女共同参画社会基本法が制定されて以来、男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を發揮することができる男女共同参画社会の形成が進められております。その後、平成27年8月、女性活躍推進法が成立。政府は第4次男女共同参画基本計画における女性の参画状況、地方公共団体における政策・方針決定過程への女性の参画状況などを、毎年公表し、平成29年の調査結果は12月に公表をしております。

愛知県は、あいち男女共同参画プラン2020を策定、あいちの男女共同参画社会形成の状況などを毎年公表しております。幸田町は、平成21年3月、幸田町男女共同参画プランを策定し、中間年として平成26年3月に見直し、改訂版も策定。庶務も企画部企画政策課へと移行いたしました。新年度の平成30年度が最終年度となります。また、平成28年4月、女性活躍推進法に基づく推進計画及び次世代育成支援対策推進法に基づき、幸田町特定事業主行動計画を策定、公表をしております。

私は、平成28年3月の一般質問で、幸田町特定事業主行動計画の策定と、公表はホームページでわかりやすいようにと提案をいたしました。この計画は10年間ではあるが、掲げている目標は3年間で、平成30年度には計画の見直しを行い、平成31年度4月1日からは新たな目標を設定することとなっております。

この特定事業主行動計画と男女共同参画プランから見る現況をお聞きしてまいります。

まず、本町の審議会の数と会員数に占める女性の登用率を県・町それぞれでお聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 質問にありましたように、平成31年度からスタートをする次期、第2期の男女共同参画プランの策定を平成30年度に取り組んでいくという予定でございますし、あと特定事業主行動計画のほうも見直しをしていくという状況でございますけれども、まず、御質問の登用率の関係でございますけれども、平成28年度実績の審議会等の女性登用状況調査、これは内閣府男女共同参画局でのものですが、本町で女性委員を登用してる審議会等の数は、29団体中25団体、率にして86.1%。また、女性委員の数につきましては376人中94人ということで、25%の登用率となっているということでございます。また、なお、参考までに29年度、今年度末までの見込みでは審議会数は変わりませんが、女性の登用、女性委員数は371人中93名ということで登用率は25.07%となっております。

ちなみに、県の市町村平均としての件については1,596団体のうち1,393.87.28%の団体数で、また、委員の数としましては、2万4,622分の6,728。率としましては、27.33%。87.28と27.33%が県平均ということでございます。

また、県の組織、いわゆる県庁の関連では、県では65機関、こういった団体があるわけですが、それは全て女性委員が入っているということでありますし、人数としましても913名のうち363名、率にして39.76ということで、県の平均、いずれも幸田町より上回っている状況にはございます。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 今、町の現況と県の現況、また平均等をお聞きをいたしました。

本町におきましては、審議会は29団体で、そのうち25団体が女性が入っているよということでございます。また、人数でいいますと376人中の93人で、女性は25.07%いるよということでお聞きをいたしましたわけでありまして。

この審議会等と、あとその女性に対する登用率なんかというのは、これは目標って決まっていらっしゃるのでしょうか。町の目標が決まっているのかお聞かせを願いたいというふうに思います。

それから、女性の管理職の登用率の目標と現況を県、町、それぞれお聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 女性の管理職の目標としましては、男女共同参画推進本部決定の2020年に30%ということで目標設定をしておりますので、30%というのが1つの大きな目標になっているのかなということでございます。

ただし、この女性管理職としての部分としては、主導的地位に女性が占める割合という言い方をしてしまして、この主導的地位というのが、議会議員とか法人団体等における課長相当職以上のもの。また、専門的、技術的な職業のうち、特に専門性が高い職業

に従事するものとされておりまして、幸田町のその役場としての女性管理職の割合につきまいては主幹以上というふうになりますと44名ございますけれども、そのうちの2名ということでパーセントとすると4.5%ということになっております。なお、愛知県については、9.7%というふうな状況になっているということでございます。実質、男女共同参画プランにおける、その審議会等の目標値も35を設定しておるということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 今、審議会等と、あと管理職の登用率をお伺いをいたしました。審議会等に占める女性の割合は2020年度までに30%という、もうすぐなのかなというふうには思うわけではございますが、まだまだ達成されていない審議会等もあるわけではございますので、これは今後どのように進めていかれるのかをお聞きをいたしたいと思っております。

それから、女性の管理職の登用率ではございますが、これも目標が30%ということで、本町としては主幹以上という、今言われた44人中の2人ということで4.5%ということでございます。ということは、かなり目標には、まだまだほど遠いのかなというふうには思うわけではございますが、また何か、これに対する、これからこういうことをしていきたいとか、何々に努めたいとかいう、もし、その具体的な案がございましたらお示しをいただきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 審議会等も委員の改選のときに、その都度、そういった意識を各部署に持っていただくような形での啓発をしていこうというふうな努めておりますし、特定事業主行動計画で3カ年計画として取り組んでおるわけですが、その中に実際に女性管理職に登用可能な数というのが少数であると、先ほど申し上げたように2名とか、実際少ないという状況で、今、特定事業主行動計画では、一般事務職の中から女性の課長補佐級以上の登用ということで、4人以上に登用するというふうな考え方で、その背景には、先ほど申し上げたような女性管理職の登用者数をふやすために、その候補者となるものを育成する必要があるというところが、その課題となっているのかなということから、責任ある職務へ女性職員に登用していくことが、まずは必要かということで、中間管理職である課長補佐を積極的に登用していきたいというふうな状況で取り組んでおりまして、実際にこれも国のほうも係長相当職に占める女性の割合というのを実際成果目標に30%以上という形で上げたりすることもありますので、幸田町では一般管理職、一般職員、保育所を除いておりますけれども、課長補佐以上の女性職員を、例えば、平成27年度には5名の課長補佐とし、そのときは主幹以上が5名いましたので、合わせて10名が補佐以上が平成27年。平成29年、今年度につきましては、12名の課長補佐に女性に登用しておりますので、その中の主幹以上が2名ということで14名が課長補佐以上ということになっておりまして、平成27年から比べると、あわせて考えますと4名ふえているというような状況で、先ほどの課長以上は、主幹以上はなかなか減少傾向でありますけれども、課長補佐をふやしていきながら育成をしていくというふうなことを取り組んでいる状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 町としては、特定事業主の行動計画の中できちんと取り組まれて、課長補佐職以上を何とか育成がしたいということで、今、答弁をいただきました。確かに職員の中で改めてきちんと焦点を当てて育成していくことが大切なのかなということだと思っています。それでないと、すぐに管理職にぼんといくことはなかなか難しいのかなというふうに思うわけですので、今言われたように課長補佐職の人たちを、やはり育成をしていただいて、少しでも管理職に上げられるような、そういう、また、案を具体的な育成などもしていただきたいと思いますというふうに思っているところがございます。それでも、着実に行動計画の中で、少しずつではあるが善処をしてきたということで理解をされているのでしょうか。

次に、男性職員の育児休業の目標値と今の現況をお聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 課長補佐への女性登用を図りながらということでございますけれども、なかなか、この辺については、そのとおり徐々にふえているかということも検討しながら進めていきたいと思っております。

男性職員の育児休業の取得目標値という形で御質問だと思いますけれども、平成32年度に13%を目標としているということで、常時13%というのが育休、男性育休の取得目標として掲げておるわけですが、実際のところ、なかなかその達成というのは難しい状況にあるということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 済みません。今の現況をお聞かせをいただきたいと思っております。難しいのはわかりますが、今の現況をお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 実際、現在のところゼロでございますが、平成27年度に1人育休を取得したということで、当時、育休が取得可能な職員としては6名おりましたので、平成27年では6分の1で、割り返しますと16.7%ということで、平成27年度には13%を超えたということでございますけれども、その後、取得がなく、今年度も例えば取得可能な職員数は8名いるようではございますけれども、そのうち取得はゼロでございますので、0%ということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） ありがとうございます。

今、取得可能な職員は8名いらっしゃるということで、今のところ育休の申し出はないということではございますが、やはり、これもこういう制度があるのでありますので、やはり、その可能な人たちには制度の説明はきちんとしていただきたいと思いますというのは、そういう思いでございます。

それから、核家族の場合でも出産するときに奥さんがひとりぼっちでは本当に不安になりますし、また、2人目3人目の出産となると、上の子どもたちの面倒も見てほしいという、そういうときに御主人がそばにいてくれる、職員の御主人がそばにいてくれるのが本当は安心ではないかなというふうに思うわけでありまして。それで、本庁の男性職

員の配偶者出産休暇や育児参加のための部分休暇等の現況がありましたら、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今、今年度は8名ということで、企画部に3名おまして、あと5名は他の部で1人ずつという形でございますけども、そういった職員にも育休とは言わず、いろいろな出産休暇や育児参加のための部分休暇といったことを実際に努力してもらおうように一般職員全てに対して部課長会議などで周知をしているという状況でございます。

例えば、妻の出産補助休暇という形で、これ特別休暇でございますけども、本年度において1件以上は実績ございますけど、細かい数字はちょっと把握しておりませんが、妻の出産前後に取得するということは最近一般的にはなりつつあるということで、職員の妻の出産補助休暇。また、育児参加休暇という特別休暇につきましては、子の看護休暇とか、家族休暇の中に入ったりしますけど、今年度が1件の取得があったというふうに聞いております。

また、それ以外にも部分休業、国の制度で育児時間と表現されておりますけども、例えば1日につき2時間以内で勤務しないことができるという制度がございますけれども、女性職員の利用は一般的にありますけども、男性職員の利用実績は今のところないというような状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 本当に国の制度、それぞれ支援策、制度がたくさんあるわけではございますので、やはり、こういう制度を活用できるように、そして、また気兼ねなくとっていただけるような、そういう制度の周知をしっかりとして行っていただきたいというふうに思うわけでありまして。それから、本町の男女共同参画社会の基本的な考えを定めていく条例の制定を私も何度も提案をしまいいりました。まず、県内の今の現況をお聞かせを願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 愛知県内のその男女共同参画条例の策定済みという形で、制定済みという形の市町村は18市町、17市1町でございます。54市町の市町村のうち、33.33%ということで、ちなみに西三河では岡崎、安城、みよし市の3市が制定しているという状況でございます。

また、検討中という形ではございますけども、幸田町もちろん検討中ということでございますけども、稲沢市とか設楽町についても検討中でございますけど、今の中では条例制定には至っていないという状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 県内では18市町、17市1町ということでございます。これで、私も平成28年の3月のときにも、これをお聞きをしたわけではございますが、そのときには、やはり平成27年の4月1日現在でということで、18市町ということでお答えをいただいた記憶がございます。ということは、この2年間では県内では条例の拡大がなかったということで理解してよろしいかということでございます。

それで、本年は先ほども言いましたが、共同参画プランが平成30年度が最終年度となるわけでございます。改正時に本町の男女共同参画条例の制定を、この28年の3月の一般質問で提案はしてまいったわけでございますが、そのときのお答えをお聞かせ願いたいというふうに思います。そのときは次期のプラン策定と同時に、条例の制定を予定したいという答弁ではございましたが、そのお考えについてをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） なかなか条例制定の拡大が28年当時からふえていないということ、28年の3月議会での答弁につきましても、言われるとおりの策定と同時期に条例の制定を予定していきたいというふうに考えておりますというふうな答弁をしているということでございますけれども、その後の状況をいろいろと検討しておるわけですが、まず、女性活躍の推進という形の部分と、さらに最近ではワークライフバランスの推進とか、あと、働き方改革、さらにはDV被害者への支援とか、また、最近さらに新しいLGBTという性的少数者への理解促進など、この男女共同参画に取り巻く、その社会情勢は刻々と変化しているということから、こういった先進的な取り組み事例や県内市町村の動向などを考慮した上で、時間をかけて研究しながら、まずは2019年度、31年度からスタートをする、この新しい時代に合った、その第2期の男女共同参画プランの策定を30年度行っていく予定でございますので、そういった新年度策定を大優先にしたいということで考えております。愛知県からも、この条例制定についてのことも問い合わせしてみたのですが、実際、条例制定を積極的に働きかけるというよりは、どちらかというところ、この計画策定とか見直し、こういったものを第一優先に推進しているということではございますので、そういった面での答弁は答弁として28年に行っておりますけれども、その後の情勢を踏まえて、まずは計画プランづくりを優先したいということがあります。その背景には、この男女共同参画条例が理念条例という形になっているということから、幸田町だけ、役場だけでなく、町民の方や、その事業者とか、また教育関係者への責務も掲げるような形を想定するというところから、条例制定に当たっては、この男女共同参画プランをつくる段階から含めてですけど、町民や事業者等々とともに検討を進めることとして考えている状況ではございます。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 昨28年度の答弁は答弁だということで今言われたわけでございます。次期のほうのプランを優先したいということではございます。中身をもう少しボリュームを持たせた、また今の時代に合った、そして今言われたように、うちで言えと町だとか、町民、教育関係者、事業者等も合わせて、中身をもう少し膨らませたいということではございました。

確かに男女共同参画、それだけではなくて、やはり働き方だとか、DVだとか、今言われましたLGBTですかね、性的少数者に対してのことも言われました。確かに性的少数者、働き方だとか、DVについては今まででもプランのほうに少しは入っているのではないかなというふうに思うわけですが、今、部長の言われた性的少数者への

配慮、また、差別をなくしていく、そういうことも今、確かに言われているのは現状ではございます。

愛知県のほうも、愛知男女共同参画プラン2020の中にも3つの重点目標というふうに掲げてありまして、10の基本的施策の中にも、やはりこのLGBT、性的少数者への理解の促進ということをきちんと掲げておられます。この中にもあらゆる差別をなくし、理解を促していくという、これがきちんと県のプランの2020の中にも盛り込まれているわけではございますが、ということは、本町といたしましても条例を制定する前に、もう一度きちんとした次期の第2次の男女共同参画プランをきちんとしたいという、そういう趣旨でということを考えていいのか、再度お伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今、議員の言われたように、例えば、この4月に条例施行されます東京都の国立市なんかですと、この男女共同参画の条例の名前が女性と男性及び多様な性の平等参画推進条例というふうな形で、単なる男女平等参画だけではない条例制定を最近では行っておるようですので、そういった面も含めて、まずは計画づくりを優先したいということでございますけども、そういった取り組み、計画の中で幅広い観点でもって検討していきたいということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 私もこの性的少数者のことについては、少し調べさせていただきました。

今、部長の言われました、国立市においては、推進条例ができたということでございます。

そのほかにも世田谷にもできておりました。

世田谷では、国籍や民族を理由にした差別や性的少数者、LGBTへの差別を禁止する条例で、多様性を認め合い、男女共同参画と多文化共生を推進する条例という、こういう長い条例が成立したということをお聞きしております。

ということは、本町にいたしましても、ただ単に男女共同参画、例えば、プランでございしますが、プランをしっかりと策定をして、また、その策定した後に、やはり、国立市とか世田谷区のように、男性と女性と多様性を尊重する旨の条例をしていくという理解でよろしいかどうかということ、再度、お伺いをしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今の流れとして、そういった状況にあるということで、そういったことを意識しながら、幸田町がそのとおりできるかどうかというのは、もちろんこの策定の中で議論しながら進めていきたいと思っております。

特に、男女平等参画ではなく、多様な性を尊重していくためにというところ、そういった観点でもって検討をしていきたいということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 確かに、多様性を尊重するというのは、これは、大切なことかというふうに思いますし、やはり、前向きに進めるということで、私は、これは理解をしてもいいかなというふうに思っているわけではございます。

ということは、次期の幸田町のプランの中には、きちんとしたこういう社会的な動向等もございますし、今、言ったLGBT、性的少数者への配慮も尊重も入れながら、プランを策定するというところで、理解をしたいというふうに思うところでございます。

それから、新しいプランの策定と、あと、特定事業主行動計画の見直しまでのスケジュールをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 平成30年度において、この第2期の男女共同参画プランと特定事業主行動計画を見直すわけですけれども、まずは、スケジュールとしましては、今、すでに幸田町男女共同参画プラン推進委員会設置要綱がございますので、この委員を中心にこれまでの取り組みのまず現状分析を行いながら、アンケート調査も6月から7月にかけてアンケート調査ができればいいかなと思っております。

もって、その中で、問題、課題の整理を行って、施策の体系及びその展開を図り、素案を作成した上で、パブリックコメントを年明けになってしまうと思っておりますけれども、1月ごろまでに実施しながら、来年度末までに計画策定を行っていききたいと、これに合わせまして、特定事業主行動計画の部分も見直しを変更して進めていきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 男女共同参画の推進委員会を起ち上げて、今後、どうしていくのかということ、進めていっていただけるわけでございますが、アンケート調査は、6月か7月ぐらいに行いたいということでございます。

幅広くできれば、町民の幅広く、やはり、これは取っていただきたいなというふうに思うわけでございます。

また、今回、先ほども言いましたとおり、性的少数者云々というもの出てきているわけでございますので、その辺に関しても、委員会の中でそういうものも丁寧な意見が出されて、きちんとしたプランができるといいかなというふうに思っております。

それから、パブリックコメントも、やはり、これは、町民多くの不特定多数ですが、多くの人たちに見ていただけるものでございますので、しっかりとホームページで出させていただいて、パブリックコメントの回答を、多くいただけるような、そういうせっかくやるんですので、パブリックコメントをしっかりと充実した形のものができるといいかなというふうに思っておりますので、その辺もよろしく願いをいたしたいと思いません。

それから、男性も女性も意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる、社会の構築のために男女共同参画、また、多様性を認め合う多文化共生という、こういう名前が、今、出てきておるところでございます。

本町としても、男女共同参画という名称の部署というのは、今までなかったわけでございますが、この辺の部署を考えていくお考えがあるかどうかをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 幅広くアンケート調査を取りながら、また、パブリックコメン

トについても、より効果のある形で取り組んでいけたらと思っております。

また、この取り組みする所管につきましては、中心となる部分は、企画政策課ということで、平成25年から生涯学習課、教育委員会のほうから移管されたわけですがけれども、県内でもほとんどが教育委員会部局から、首長部局と書いていますけれども、そういったところへ、54市町村のうち48市町村は、首長部局で行っているということでございます。

ただし、その中で、今、御提案のあった、いわゆる男女平等参画という部署、そういったものを設置しているというところは、なかなかそこまでとなると、大きな市とかそういったものでないといけないというのがありまして、今、あるのが、名古屋市と岡崎市と春日井市に男女共同参画課とか、男女共同参画推進室とか、そういった形でのものがある状況であります。

グループとか、係レベルであれば、豊橋市とか津島、豊田、尾張旭などの4市がございいますが、なかなかそういった部分で、町村レベルでこういった部署を設けているところは、愛知県ではないものですから、その辺は、なかなかそういった人力的なことも含めて、そういった部分を、男女共同参画のその部分に特化したかなり市とか、そういったものを設置するというのは、なかなか難しい状況にあるということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 今、なかなか県内では部署とか課というのは、なかなか難しいよということでございますが、やはり、どこの町としては、町レベルではないということでございますが、町民の皆様が、やはり、いち早くパッと目をつけて、私の問題は、相談はここなんだということがわかるような、私は、窓口をつくっていただきたいというふうに思うわけでございます。

確かに、平成25年のときには、町長部局に変わったわけでございます。

これは、一歩前進なのかなというふうに思うわけでございますが、ぜひとも、私は、どこから見ても、このグループが、今こうやって進めてくださっているなということがわかるような、そういう名称をつけていただきたいということを提案をさせていただくわけでございます。

それから、3月8日、あすでございますが、これは、女性のエンパワーメント推進と社会の活性化を目指した国連が制定をしております国際女性の日でもあります。

それで、女性だけではなく、また、男性、先ほど言いました多様性を認める、私は、尊重する条例というのを、早期に制定をしていただきたいということを、提案をして、次に移りたいと思います。

次に、病後児保育事業などについて、お伺いをいたします。

子どもの病気は、いつ起きるかわかりません。病気の子どもを保育所に預けることはできません。預けることができなければ、親が仕事を休んで子どもの世話をしなくてはなりません。

しかし、仕事をもっていると、その日、急に休みが取れないこともあります。看護休暇などがありますが、一度熱を出すと、3日から4日お休みになることもありますし、

また、インフルエンザともなると、1週間前後は休みとなります。

祖父母が近くにいれば預けられることもできますが、そういう人ばかりではありません。

子どもが急に病気になったときでも、安心して預けられる施設があれば、安心して働き続けることができます。

まず、県内で病児、病後児保育を実施している自治体をお伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 御提案いただきました、ホームページなどの掲載もなるべくわかりやすくすることで、どこの部局が担当なのか、こういったものもしっかりとオープンにしていきながら、なるべく皆さんにわかりやすく、また、条例化についても、まずプランを策定ということを優先させていただきますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 議員がお尋ねの県内での実施状況ということでございます。

平成29年4月1日時点の状況でございますが、名古屋市を含め、県下54市町村中、37の市町村にて実施をされております。

そのうち、37でございますけれども、施設の数で申しますと、68施設。主なところでございますけれども、病院、それから、診療所、こういったところが42施設、保育所におきましては、15施設、そのほか、単独の施設等が11ほどあります。

ちなみに、西三河9市1町というところでございますけれども、実施をしていないところから申し上げたほうが早いかと思いますが、本町とみよし市が実施をしております。ほかにつきましては、実施をしているというような状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 県内では37市町で68施設ということで、自治体によっては、たくさんの施設をもっているのかなというふうに思うわけでございます。

病院とか保育園とか単独でやっているということでございます。

この西三河では、9市1町でみよし市と幸田町であるということでございます。

この県内の町レベルで実施しているところがございましたら、お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 町レベルでの実施ということでございます。

県内13町村中、5つのまちで実施をしております。

お名前を申し上げますと、東郷町、大口町、東浦町、扶桑町、大治町、以上の5つなっております。

この内訳でございますけれども、病院での実施が2施設でございます。これにつきましては、東郷町と大口、扶桑の共同での運用の2つということでございます。

それから、診療所が1つ、大治町でございます。

それから、そのほかの単独施設としての運用が東浦町ということで、これらの運営主

体でございますけれども、全て医療法人が実施をしております。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 町では、東郷町と大治町、東浦町、大口町、扶桑町ということで、医療法人が全て町の場合は、運営しているよということでございます。

私のこの質問に対しましては、平成27年3月議会でも一般質問をいたしました。

そのときの実施市町は33市町でございました。ということは、3年間で4市町が、実施を拡大しているということで、理解してよろしいかということ、再度、お伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 平成27年3月での答弁が33ということで、平成29年が37でございますので、そのとおりということでございます。

町レベルにおきましては、変更なしということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） ありがとうございます。

それから、病児、病後児保育は、保護者からのニーズも多くあるというふうに思うところでございます。

朝は元気に登園しても、保育時中に、子どもが急に発熱、また、けがなどがあり、保護者に連絡をして取り合わなければいけない事態もあるかなというふうに思いますが、どのくらいあるのかお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 病気等での緊急の連絡ということでございます。

今年度、8つの保育園でございますけれども、調査をさせていただきました。平成29年4月1日から、1月31日までの10カ月間を集計をさせていただきました。

8園全体で、延べ1,043件の連絡事件が発生をしております。

主な理由といたしましては、まずは、病気ということになります。

発熱、嘔吐、下痢というようなことから始まりまして、これら病気に関しますものが約9割でございます。

そのほかにつきましては、もろもろということで5.5%、そのほか、けがにつきましては、4.5%、こういったものがあるということになってございまして、そのほかにつきましては、保育士等が子どもを見ておりまして、ふだんと様子が違う、こういったような案件について、確認などで連絡をさせていただいたりしているということでございます。

それから、年齢別の状況でございますけれども、やはり、未満児が一番多く44%、年少児につきましては、24%、年中児につきましては、16%、年長におきましては、16%というような状況でございます。

それから、連絡の相手でございますけれども、まず第一に母親、続きまして、父親、3番目が祖母、それから、4番目がおじいさんというような順番に連絡が多いということになっております。

ちなみに、先ほど申し上げました1,043件でございますけれども、8園で月で平

均をしますと、月各園13件の連絡事件が発生しているというような状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） ありがとうございます。

本当に、私もこれほどあるのかなというのは、実際、驚きました。

私、もう少し少ないのかなというふうに思っておりましたが、かなりの件数で、緊急連絡が行われていることには、びっくりいたしました。

ということは、本当に熱が9割ということでございますので、やはり、これは、すぐ親御さんに連絡を取れない場合もあるのかなというふうに思うわけでございます。

年齢別で見えますと、やはり、未満児、体が小さいので44%ある。年少、年中、年長も24から16%ぐらいあるということで、本当にかかなりの件数が、割合があるのかなというふうに思います。

それから、発熱等と、あと、その他もあるわけでありまして。けがも若干あるわけでございますが、なかなかこういう連絡というのは、今、お母さん、お父さん、おじいちゃん、おばあちゃんということで、連絡網が聞いたわけでございますが、例えば、発熱があったときでも、親には連絡を取れたが、仕事の関係で、すぐに駆けつけられないこともあるのではないかなというふうに思います。

また、親は子どもを心配しつつ、仕事をしなければならない。子どもも熱などで不安な気持ちになるというふうに思います。

国のこども子育て支援法に基づいて、幸田町も幸田町こども子育て支援事業計画が、平成27年度からスタートをしております。この中に、この計画に基づき、質の高い幼児期の教育、保育やニーズに応じた子育て支援施策を計画的に実施しますというふうに掲げてあります。

また、この中に、平成31年度に施設型の病児保育事業を1カ所の実施を想定しますというふうに書いてございます。

平成27年3月議会でも、私は、病児、病後児保育の実施を提案をいたしました。

そのときの答弁でございますが、課題を解決して、可能な限り早い時期に導入したいということでございました。

その後、3年が過ぎようとしておりますが、どのように課題を検討されたのかを、まず、お聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 平成27年3月でもお問い合わせをいただきました。

本町におきましては、幸田町こども子育て支援計画というものにおきまして、平成31年度からの実施ということで、計画をしております。

幸田町におきましては、これまで、実施可能な病児、病後児保育事業が、どんなタイプでできるのか、それから、県内で実施しております市町村等の様子を見ながら、検討を進めてまいりました。

これらの結果といいますか、病院、それから、診療所、保育所等の施設で、実施が可能かどうかということになりますと、幸田町におきましては、これまで専用のスペース、それから、常駐の職員の配置というような意味合いから申し上げまして、検討、それか

ら、さらに事業を進める必要があったわけでごさいます、結果、幸田町におきましては、ファミリーサポートセンターにおきます計画をもっているということでごさいます。

これらにつきましては、保険連絡会等の小児科の先生等も御相談をさせていただきながら、指導、助言をいただき、各園で実施をするよりは1カ所で集中的にということ、今後につきましても、その問題点、そういったものと人員的な配置等も検討をしながら進めてまいるということで、実質的には平成31年度からの実施ということでごさいますので、これから迎えます30年度におきまして、計画等を着実に進めてまいりたいと考えております。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） いろいろ専用のスペースだとか、配置等もお考えなられて、平成31年度から場所はファミリーサポートセンターで実施するというごさいます。

これは、病児、病後児ということで理解してよろしいかお聞かせを願いたいと思ます。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 幸田町におきます計画としましては、病児、病後児ということで計画をしてまいるというごさいます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） わかりました。病児、病後児保育ということで、今後、サポートセンターで計画をしたいということでごさいます。

実施するには、やはり、医師の連携、また、看護師等の配置も必要ではないかなというふう思うわけでごさいます、この辺をどうするかということ、再度、お聞かせを願いたいというふうに思ます。

それから、これを導入するに当たっては、働いている親御さんにとっては、すばらしい事業が拡大できたのかなというふう思うわけでごさいます。

本町は、保育所面でも充実をきておりますので、ぜひとも、これをスムーズに進めていっていただきたいというふうに思ます。

それから、次年度の保育所入園申し込み時には、このことを保護者にも説明ができるように進めていただきたいというふう思うわけでごさいます、この進め方については、スケジュール等がございましたらお聞かせを願いたいと思ます。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 病児、病後児保育の実施に向けてということでごさいますけれども、これらにつきましては、医療機関等とも協力をしていただきながら、平成30年度に具体的に検討を進めてまいりたいということでごさいます。

本町におきましては、ファミリーサポートセンターを利用しまして実施をしていくということでごさいますけれども、保育士、それから、保健師、それから、ファミサポにおられます援助会員さんと、こういった方々との研修等の実施もこれから計画をしていかななくてはならないということでごさいます。

お子さんをお預けになる親御さんにとりましては、安全に預けられるような体制を考え整えていくということでごさいます。

それから、今後の予定ということでございますけれども、町内のお医者さんから、実施というお話も全くないわけではないわけですが、医院での実施が難しいということで連携を極力取っていただけるということで申し出を頂戴しております。

それから、ことしの6月に開催予定をしております保育園保険連絡会、こちらにおきましても、病児、病後児保育についてを議題としてお話のほうを進めさせていただく予定であります。

それから、次の保育所への入園申し込み時の保護者の方への説明ということでございますけれども、入園申し込みが10月中旬の予定となっております。お医者さんですとか、調整をしながらファミサポ事業の研修等の計画等もあってなかなか厳しいところではありますけれども、なんせ平成31年度からの実施ということでございますので、年末等を目途に、皆様方への周知できますように進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 本当に医師の連携だとか、保育士、保健師、ファミサポのメンバーたちにも大変これから研修会を受けていただいて、よりよく安全な態勢を整えていってやっていただきたいというふうに思うところでございます。

それから、医療的なケアが必要な子どもは、人工呼吸器や胃ろうなどを使用し、痰の吸入や経管栄養などの医療的なケアが日常的に必要な障害児を言いますが、全国の医療的ケア児は、約1万7,000人いると言われております。

保健所の受け入れは、自治体によって対応が大きく分かれると言われておりますが、本町での現況をお聞かせを願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 議員がお尋ねの医療的ケアが必要なお子さんということでございます。

全国的には、人工呼吸器、それから、胃ろうですとか、経管栄養等の処置が必要な園児という方がおられるわけでございますけれども、本町におきましては、酸素吸入が必要な、要は、ボンベを身近なところに置く、もしくは背負うという形で必要な園児が、年中児でございます、女性、1名受け入れをしております。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 本町におきましては、酸素吸入が必要な子が年中さんで1名いるよということでございます。

国におきましては、保育所などにおいて、医療的ケア児の受け入れを可能となるような体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る目的で、平成29年度医療的ケア児保育支援モデル事業を行っておりますが、その国のモデル事業等がわかりましたら、お聞かせを願いたいと思います。

それから、医療的ケア児の数は、先ほど言いましたが、平成27年度は1万7,078人でございますが、平成17年のときは9,403人ということでございました。

このように、10年間で増加傾向にあることがわかっております。

人工呼吸器や胃ろうなどであっても、知的障害ではありません。3歳、4歳、5歳と

もなれば、同年齢の子どもたちと遊びたいという思いはございます。

医療的ケアは、現在では、看護師、保護者のほかに保育士やヘルパーが研修を受ければ、医療的ケアを行うことができます。

子どもたちが、保育所などで十分受け入れができるように、国の整備も進んでいるところでございます。

本町では、酸素ボンベをお持ちの園児の受け入れをしているということでございますが、数年後には、小学校の入学ともなります。親の思い、子どもの思いを十分に配慮した支援を続けてほしいというふうに思いますが、いかがでしょうかお聞かせください。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） まず、お尋ねの平成29年度医療的ケア児保育支援モデル事業ということでございます。

こちらにつきましては、全国23市町村ということで、この愛知県から近い所では、三重県の名張市、滋賀県の甲賀市、草津市、湖西市、近江八幡市、こちらで実施をされております。

モデル事業の事業概要につきましては、保育所等において、医療的ケア、痰の吸引とか経管栄養、人工呼吸器の装着というものが必要な医療的ケア児の受け入れを促進し、必要な支援の提供が可能となる体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ることを目的とするというものでございます。

対象事業といたしましては、看護師、それから、これらにつきましては、理学療法士ですとか、作業療法士等、こういったものの雇用と配置が必須というものになってございます。

また、保育士につきましては、認定特定行為業務従事者というものになるための研修事項が義務づけられ、これらを支援するということになります。

それから、派遣をされました看護師を保育士が補助をし、医療的ケア児の保育を行うということになってございます。

対象児童につきましては、就学前の医療的ケア児ということで、この中でも集団保育が可能といたしますか、耐えられると市町村が認めた児童ということでございます。

対象施設におきましては、保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、及び、事業所内保育事業所ということになってございます。

このモデル事業におきます補助ということでございますけれども、1カ所当たり700万円ということでございます。

この補助につきましては、補助率、国が2分の1、県と市町村がそれぞれ4分の1ずつということになってございます。

それから、もう一つお尋ねのお子さんの思い等に十分に配慮した支援ということでございます。

現在、酸素吸入が必要なお子さんが1名おられるということで、後々には、小学校に移られるということになるわけでございますけれども、これらにつきましても、病院の先生、それから、保育士、保健師、それから、こういったお子さんにつきましては、消防署等へも緊急時の連絡ということのためにお知らせがしてあるということでござい

す。

保育園から小学校に移られましても、こういった連絡体制というものは、このまま継続をされるということで、その点からでは、安心していただけるかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 本当に医療的ケア児というのは、今後もふえてくるのではないかなというふうに思うわけでございますので、やはり、自治体の対応、今、部長が言われましたように、対象の園児、児童というのも、それぞれ違うかというふうに、病気によっては違うかというふうに思うわけですが、本人が知的障害ではございませんので、やはり、そういう保育園としての集団生活、そういうこともできればいいのかなというふうに思っておりますので、今、言われたように、国としてもモデル事業を進めている23自体が進めているわけでございますので、この辺もしっかり考慮していただいて、今後、自治体において、医療的ケア児の方がいらっしゃったら受け入れていただきたいというふうに思うわけでございます。

それから、平成15年に施行された児童福祉法の改正で、従来、保母さんと呼ばれた名称が、男女とも保育士という名称に統一をされました。

男性保育士は、近年、増加傾向にあります。しかし、全体的に見れば、まだ少ないのが現状でございます。

2017年で保育士全体の約3%が男性保育士となっておりますが、本町の現況をお聞かせを願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 本町におきます男性保育士の現状というお尋ねでございます。

現在、男性保育士は4名でございます。

うち、正規の保育士が1名、嘱託保育士が3名という4名でございます。

その内訳で申しますと、坂崎保育園に1名嘱託でございます。鷺田保育園に1名、こちらも嘱託でございます。幸田保育園に1名、嘱託、以上3名が嘱託でございます。

それから、深溝保育園に1名、正規の保育士として年長の担任をもっている職員がいるという状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） ここから答弁の時間が少なくなっておりますので、一括して質問をさせていただきます。

今、言われました正規職員の男性職員が1名ということで、深溝保育園に1名、坂崎、鷺田、幸田保育園にそれぞれ1名ずつということでございます。

男性保育士がいることでのよい面での影響、また、気をつけている点がございましたらお聞かせを願いたいというふうに思います。

家庭にお父さん、お母さんがいるように、保育所でも男性保育士の役割はあるはずでございます。保育園に男性保育士がいると、育児は女性がするのが当たり前ではなく、

男性も育児をすることがふつうになり、家庭で父親が積極的に育児に参加することも期待をされているところでございます。

保育所に男性保育士がいると、子どもたちにとって父親的存在としてよい影響を与えられるというふうに考えますが、当局としては、どのようなお考えかお聞かせを願いたいと思います。

それから、男性保育士がいると、職場の雰囲気丸くなりなごやかになる。防災面でも男性が1人いるだけでも安心感がある。子どもたちと思いっきり走り回ったり、重いものを運んだり、体力的に有利性があるのが男性保育士です。

男性保育士が務めることで気をつけなければいけないこと、整備しなくてはいけないことも多々あるかというふうに思いますが、保育士の募集は、どのくらいあるかということをお聞かせを願いたいと思います。

それから、男性保育士さんのお話を聞く機会がございました。

男性保育士さんは、子どもたちと遊んだり、運動していることが楽しい、職場も楽しい、そして、職場の環境も、トイレやロッカールームなども配慮してもらっているというふうに言われておりました。

ここでは、充実した職場環境が見て取れました。今後も男性職員さんが、今、保育所において環境を整備し、また、多く保育士さんができるといいのかなというのを思っている一人でございますが、その辺について、答弁を願いたいというふうに思います。

○議長（杉浦あきら君） 理事者に申し上げます。

答弁時間が残り1分ですので、簡単明瞭にお願いをいたします。

住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 男性保育士として気をつけなければならない点ということでございます。

お相手をする女の子がたくさんお見えになりますので、着がえですとか、おむつの交換等につきましては、注意が必要。

それから、遊ぶ際にも、女の子を膝の間に挟むような行為ですとか、更衣室のそばを通ったりですとか、そういったところでは、配慮が必要ということになってまいります。

それから、男性保育士がいると、家庭と同じようにということでもありますけれども、女性保育士にとりましても刺激になるということ、それから、園での力仕事、こういったもの等におきましては、男性が好まれるということもございます。

○議長（杉浦あきら君） 答弁者に申し上げます。

答弁時間を超過しておりますので、答弁を終えてください。

5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 男女雇用機会均等法から見ても、どこの職場においても、男女均等が保たてるのが願って、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野千代子君の質問は、終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 2時22分

---

再開 午前 2時32分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

次に、13番、丸山千代子君の質問を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 通告順に、順次質問してまいります。

まず、第1問目は、今こそ非核平和自治体宣言をについてであります。

1945年8月アメリカ軍が、6日に広島、9日に長崎に、人類史上初めて原子爆弾を投下し、爆発による強烈な熱線、爆風、人体をつらぬく放射線は、一瞬でまちを壊滅させ、多くの人命を奪いました。

あれから、72年目にして、2017年7月7日に人類史上初めて核兵器を違法化する核兵器禁止条約が、ニューヨークの国連本部で開かれていた交渉会議で、122カ国の圧倒的多数の賛成で採択されました。

核兵器の使用はもちろん、開発や実験、核をちらつかせた脅しまで、幅広く禁止した内容で、理念をうたった全文には、被爆者にもたらされた容認しがたい苦難と損害を心にとどめると明記されました。

みずからのむごたらしい体験を世界で語り、何としても核兵器のない世界をと訴え続けた被爆者の悲願が、国際社会を動かしたのであります。

そこで、町長にお聞きをするものであります。

この核兵器禁止条約に対する町長の見解であります。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 核兵器の禁止条約に関することで、私の回答でございますけれども、先般、平成29年7月7日に、核兵器に関する国際的な協議があった中で、122カ国、それが、賛成多数によって採決されたということであって、その中に日本が入っていないということにつきましては、核兵器の傘の下にある国が、棄権をしたということだというふうに思っておりますけれども、私個人的な考え方は、今、述べるわけにはいかないもので、国策として、今、こういう現況にあるということだけ、しっかりと、私は承知をしておきたいなというふうに思っております。

その辺で、一つよろしく願いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ちょっと残念ではありますが、この核兵器禁止条約に対する町長の見解ということでございますが、もちろん、唯一の被爆国である日本は、この画期的な条約に背を向けたわけでありまして、

残念ながら、日本政府は、アメリカなど、核保有国に同調し、条約を交渉する会議に参加をしませんでした。

国連大使が署名することはないと述べるだけであったというふうに、新聞報道でも報道されたわけでありまして、まともな対応はできていない状況であります。

唯一の被爆国の政府にかかわらず、核兵器禁止の世界の流れに逆らう姿勢というのは、本当に日本国民として、また、被爆国として、失望と批判を集めるものではないかというふうに思うわけでありまして、

先ほど、町長は、こうした日本の今の状況は、核の傘の下にあるということで、そうせざるを得なかったのではないかというようなことを言われたわけではありますが、しかしながら、今、世界の流れは、核兵器禁止廃絶の流れであります。

3月6日、トランプ政権が出したわけでもありますけれども、核戦略、核体制見直しの報告であります。アメリカは、核戦略を全面的に強化をするということを表明をしているわけでもあります。

これは、使用対象を敵対国からの攻撃に応じて、米国や同盟国に対する通常兵器による攻撃にも広げるといふようなことで、この核廃絶の国際的な流れに真っ向から反対をする方針であります。

また、さらに、沖縄への核持ち込みというものも表明しております。これは、日本の非核三原則にも反するものであります。

愛知県の県下でも、愛知県の予算の中でも空母に対する支援とか、そういうものもあるわけでありまして、ますますこれが、アメリカによる核の傘の中に日本が同調していく、こういうことになるのではないかという懸念もある中で、やはり、今、世界の中で起きているこうした条約、これを批准するように積極的に働きかけるべきではないかというふうに思うわけではありますが、それについて、国に対しての働きかけ、これについても伺いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 先ほど申し上げたように、私自身とはまた、考え方もいろいろあるかとは思いますが、国が、国としての対応で、現在、そういうふうな形をとっておりますので、私からは、ちょっと控えさせていただきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 昨年、2017年のノーベル平和賞、核廃絶国際キャンペーン、ICAN、これにノーベル平和賞が授与されました。

ICAN、なかなか聞きなれない名前ですが、このICANは、核兵器禁止条約の制定などを訴えてきたNGOの連合体であります。

これは、2007年にウィーンで旗上げをし、現在、日本を含む100カ国以上に組織があります。

このICANが受賞するに当たって、ノルウェーのノーベル委員会は、このように述べているわけでもあります。

どのような核兵器の使用も人類に壊滅的結果をもたらすことに注目を集める活動と、核兵器を条約に基づいて禁止する、達成するという前例のない努力というのを挙げたわけでもあります。

また、ICANは、核戦争の亡霊が再び大きくあらわれてきているとして、核兵器に断固とした反対を宣言すべきときがあるとすればそれは今だと強調しております。

日本では、核兵器廃絶を求めるヒバクシャ国際署名をノーベル物理学賞受賞者の益川敏英氏を初め、9人の呼びかけ人から始まったわけではありますが、現在、22名の著名人が呼びかけ人になって取り組んでおります。

ヒバクシャ国際署名は、世界でも数億単位で集められ、2020年までに毎年国連に

届けられます。

愛知県でも、昨年、7月30日に核兵器廃絶を求めるヒバクシャ国際署名を進める愛知県民の会が設立をされました。

核兵器をなくす世論をつくるツールとして、自治体の首長にも署名を呼びかけております。

そこで、町長にも、私も呼びかけをいたしました。改めて、この場で平和首長会議に参加する町長として、ヒバクシャ国際署名に、ぜひ、署名をしていただきたいということをお願いするものであります。それについてのお考えを伺いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 被爆者の国際署名につきましては、毎回、お越しになる団体がありまして、県内でも22自治体が署名をしているということでございますけれども、もう少し内容をよく検討して考えたいというふうに思っております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ことしになりまして、南知多町の町長さんが、このヒバクシャ国際署名に賛同するというので、表明をされております。

現在、このヒバクシャ国際署名に賛同し、署名した自治体、首長の数は、2017年10月10日現在、18県知事、875市町村長でありましたが、その後、さらに増加をして、今、2017年12月29日現在で、20府県知事を含む1,019人に達しております。市長が、445人、町長が、442人、村長が、102人、東京都の特別区が6人という状況であります。

このように、今、このヒバクシャ国際署名、これの署名、賛同する人たちがふえてきているわけでありまして、また、きょうの新聞に載っていたわけでありまして、自治体の例といたしまして、青森県の八戸市の職員、1,652人がヒバクシャ国際署名をしたことが報じられました。

これは、3月5日の市議会定例議会で、共産党の質問に答えたものであります。

この八戸市の市長さんも平和首長会議に加盟をされておりました。副市長、議長、副議長、市の教育長、率先してペンをとられたということでありまして、全職員2,356人のうちの7割を超える職員が署名をされております。

昨年の11月には、市のホームページでヒバクシャ国際署名を紹介するなど、原爆の悲惨さと世界平和を市民に呼びかけ、どんどん広がっているということでもあります。

このように、今、これは一つの事例でございますけれども、ヒバクシャ国際署名、核兵器廃絶、核のない世界に、こういう取り組みが広がっているところでございます。

ぜひ、こうした状況を、認識をしていただきながら、ヒバクシャ国際署名への賛同を求めるものであります。再度、いかがでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 南知多の町長には、その件は聞きましたので、早々よく準備をしまして考えさせていただきます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 県下の中でも22、23と、また、12月、3月議会でもまた表

明をされることもあるというふうに思うわけでありますので、広がってくるかというふうに思います。

平和首長会議でありますけれども、県下54市町村のうち52市町村が、首長会議に参加をされているわけでありますので、こうした点からすれば、やはり、平和の取り組みが広島、長崎に続いて広がっている状況かというふうに思います。

ですので、ぜひ、お考えいただきたいというふうに思います。

次に、平和行政の推進について、お伺いをするものであります。幸田町では、毎年、6月になりますと、戦没者追悼式が行われます。これには、多くの遺族の方も参加をしながら、また、町長もこの中で哀悼の意をささげられ、そして、平和を誓われるわけであります。

また、原爆パネル展示も幸田町で展示しながら、二度と再び戦争をしない、こうした憲法9条にうたった平和の大切さを伝えているというふうに、私は解釈をしているわけであります。

次世代に語り継ぐ背策、これを、やはり、充実させていくためにも、県下で取り組んでいる先進事例、これを参考にしながら、再度、充実をしていくべきではなかろうかというふうに思うわけでありますが、この点について、充実を考える考えについて伺いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 平和行政の関係でございますので、企画部でお答えをさせていただきますけれども、平成24年11月1日に、平和首長会議に、幸田町も加盟して以来、図書館のギャラリーにおいて、原爆パネル展を実施するなど、平和行政の取り組みを推進しているというところであります。

来年度についても、5月には、幸田中央公園において、被爆樹木2世の苗木を広島のアオギリと長崎のクスノキを植樹するというので、このアオギリ、クスノキについては、生き残った親木の種から発芽したという2世でございますけれども、そういったものを植樹を計画をしているということで、この植樹についても、平成27年11月に平和首長会議の国内加盟都市会議に出席したことから、これが始まったものでありますけれども、平成28年9月から、町内の造園業者に成長管理をお願いしまして、順調に生育しておりますので、これに紹介するプレートも設置しながら、中央公園の利用者だけではなく、ホームページとか、被爆樹木の成長など、広く紹介していく予定であります。

また、8月4日から16日までの図書館ギャラリーで原爆パネル展を実施するとか、また、日程的に可能であれば、11月に岐阜県の高山市で開催される平和首長会議、国内加盟都市会議への出席も考えているということで、県下のいろんな平和行政への取り組みというのは、パネル展示とかイベント、さまざまにございますけれども、そういったものを参考にしながら、そういった取り組み実績を参考にして取り組んでいきたいというふうに考えている状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 平和行政の充実であります。幸田町も少しずつ取り組みが多くなってきているわけでありますが、やはり、これは、だんだんと戦争体験者、あるいは、

被災者の方が少なくなっていく、そうした現状におきまして、次世代への語り継ぎ、これが、やはり、一番大事ではないかなというふうに思うわけであります。

何よりも、若いどんどんと色々なことを吸収する世代において、そうした現状、悲惨な状況を知っていく、これもさらに大事なことではなかろうかなというふうに思うわけであります。

私ごとではありますが、私も長崎生まれであります。修学旅行で原爆資料館へ行って、悲惨な状況を目の当たりにして、やはり、すごく心に残る、本当に戦争の恐ろしさというものを痛感してきたという、そういう時代であります。私どもの時代は、まだ、親がそうした戦争の悲惨さを語り継いでいくというのは、ちょっとまだそういう時代ではなく、みんな口をつぐんで語りたがらないと、こういう時代であったわけであります。

ところが、だんだん、今、世界の状況が、核の開発も広島、長崎よりもさらに強力な核兵器が整えられてきている中で、核戦争が起こったらもう一発で終わってしまうと、一瞬にして終わってしまうと、こういう状況の中で、やはり、平和の大切さを語り継いでいかななくてはならない、こうした状況の中で、みよし市では、広島に中学生を派遣しております。みよしでは、4中学校あるそうですが、その4中学校から3人ずつ12人を広島の平和記念式典に参加し、原爆資料館等で平和学習をしているという状況もあるわけでありますが、そうした一部ではあります。やはり、そうした中学生への派遣ということで、そして、それを持ち帰り、また、伝えていく、こういう取り組みもいかがかという提案するものでございますが、その考えについて伺いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今、こういった平和行政、恒久平和人類共通の願いということでございますので、そういった面でもこういった推進を子どもたちのためにも進めていくことが必要かと思えます。

今の学校の関係につきましては、教育委員会からお答えさせていただきたいと思いません。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 中学生の長崎への派遣という御提言でございます。

そういうようなことを踏まえて、教育委員会の内部ではございますけれども、子どもたちに戦争の悲惨さや平和の大切さを知って感じて考えてもらって、議員がおっしゃるとおり、後世への語りべになってもらうというようなことについては、とっても意味深いことであるという認識はもっております。

そういった意味で、教育委員会として何ができるかということをお話したわけでございますけれども、一つの発想として、中学生修学旅行で、長崎、島原というようなことも一つ考えてみたらどうかということも考えたわけですが、よくよく各基準等々を考え、突き詰めていったところ、愛知県から小中学校の修学旅行についてという通知の中で、その実施基準として、中学生の修学旅行は2泊3日以内で、その旅行地については、中部、近畿、関東地方の範囲という基準がございました。

したがって、修学旅行という位置づけで出かけていくということは、ちょっと適切ではないというふうに思います。

また、みよし市さんの取り組みについては、私も初めて伺ったわけですが、みよし市さんのように取り組むという形も一つのやり方であろうなということだと思えますけれども、費用だとか、子どももいろんな行事の中で忙しい、ましてやそれを誰が引率していくのかというような問題もございます。

最近、特に、教員の多忙ということも問題視されているものですから、そこでまたもって一つ行事がふえるということも考え物かなという気がします。

そういうこと、現時点で、トータル的に考えますと、課題が多いということで、当面、具体的なアクションということは、考えられないというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 先ほど、例に挙げました八戸市の事例でありますけれども、中学生が出かけるのは、なかなか困難、こういう状況の中で、被爆者家族を迎えて市内の小中学校で、被爆体験を語る平和授業、こういうのに取り組むということで報道もされておりました。

そうしますと、これは、全小中学生への平等にそうしたことが行事としてできるということから考えれば、こうした方法も一つの取り組みになるかというふうに思います。

ですから、あれもできない、これもできないではなくて、一つずつそのように充実をさせていく、このお考えについてはいかがかということでもあります。

また、町内におきましては、やはり、戦争体験者の方もおられますし、引き上げされた方もいるわけでありまして、遺族の方もおられる。そういう中で、そうした地域の先生として、こうした平和の授業というものも取り組んでいく、そういう考えについていかがでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 広島なり長崎なり、出かけてみて、現場を見ると、感じるということは教育的に非常に意味深いことかと思えます。

ただ、現場に行くことだけではなくて、ふだんの学校生活の中で、平和について考える機会だとか、戦争の悲惨さを実感してみえる地域の高齢者の方にその話を伺うというような機会は、まことに意義深いことですので、折をみてそういう機会も設けていただけらなということで、学校の先生たちも話をしてみたいと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 先ほどの非核平和自治体宣言ということで、この平成30年度におきましては、先ほど企画部長が申し上げたとおり、アカギリとクスノキ、それを植えるということで、お願いをしたいと思えますけれども、どうしても非核というのを入れなくて、幸田町平和都市宣言というような形で考えたいなというふうに、非核を入れるのではなくて、幸田町平和都市宣言というような形で賛同していきたいなということを思っておりますので、とりあえず、平成30年度におきましては、この樹木の関連を先にやらせていただいて、31年度には、そういう形で調整をしたいなというふうに思っております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 通告の一番最後で質問する予定だったわけですが、町長か

ら答弁がございましたが、やはり、私は、非核、核兵器をなくす、その取り組みの中で、非核平和都市宣言ということでお願いをしたいということではありますが、しかしながら、平和の取り組みということで、平和宣言をしているところはたくさんあるわけがございます。

今、来年度は、中央公園にアオギリとクスノキを植樹をするということでございます。そうした点で、非常に機運も高まっているというふうに思います。段階的にはありませんが、ぜひ、もう一つ非核のほうも考えながら、時世は変わってくると思いますので、宣言をしていく、そのお考えはちゃんと伺いましたので、平成31年、2019年ということで、ぜひ、それに向けて核兵器廃絶、また、ヒバクシャ国際署名への署名、これの賛同ということもあわせて御検討いただきたいということで、次の質問に移ります。

学校給食の食物アレルギー対策についてであります。

学校給食における食物アレルギー対策について、2013年3月議会に質問をし、食物アレルギー対応室の設置と、保護者にもよくわかる献立表への記載なども求めてきました。

この食物アレルギーで、給食後に小学校5年生の児童が死亡するという事故が、2012年12月に調布市で起こり、食物アレルギーの深刻さが注目をされてきました。

文部科学省も、学校給食における食物アレルギーに関する調査研究協力者会議を開催し、調査を進めてきたところであります。

その中で、アナフィラキシーショックは、0.14%、食物アレルギーの有病者は2.6%と報告をされております。

愛知県の学校における食物アレルギー対応の手引きでは、学校における食物アレルギー事故防止の徹底を図り、食物アレルギーを有する児童生徒を含めて、全ての児童生徒が学校生活を安全・安心に過ごすことを目的に、市町村教育委員会、学校、及び、調理場において食物アレルギー対応に関する基本方針や、マニュアルなどを作成する際の参考となるようにというふうに示しております。

これは、前の質問のときにも、この学校の食物のマニュアル、こうした学校給食におけるマニュアルというものがあるよということを示しながら、それで教育委員会のほうもやられてきた経過があるわけであります。

これに基づいて、幸田町でも食物アレルギー対応が行われておりますが、前のときには、レベル4までいくのにはなかなか困難というように、以前の内田教育長が答弁をされている中で、少しずつ改善をするということがございました。

現在、この小中学校の食物アレルギーを有する児童生徒数について、まずお聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 小中学校におきます食物アレルギーを有する児童生徒数でございますが、何らかの食物アレルギーを有している児童生徒が、297人でございます。

そのうち、給食に配慮が必要な子どもは、小学生が77人、中学生が51人、合わせました128人という状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この128人のうち、エピペン所持者というのは、何人かということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） エピペン保持者につきましては、10人でございます。小学校で9人、中学校で1人ということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 以前から聞きますと、このエピペン所持者もふえてきております。

少しずつ改善している部分もあるかというふうに思いますが、基本的には、食物アレルギーにつきましては、品目があるわけでございますが、こうした中で、学校給食センターにおける食物アレルギー対応、これは、現在、どのようになっているのか、レベル4までできるのかどうかということでございますが、できないわけでありませぬ。最終の除去室とか、そういう対応室がないわけでありませぬので、とてもできない。

ですから、今、どこまでやっているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） このレベルというのは、県の手引きに基づくレベルかと思うのですが、現状、平成28年2月にその手引きが改正されまして、愛知県において、レベル1だとか4だとかいう表記というのはなくなっております。

お尋ねの従来の区分けで申しますと、レベル1が、詳細な献立表の提示による対応、レベル2が、食べられないものがあるときには弁当持参、レベル3が、除去食の提供、レベル4が、代替食の提供ということでございます。

その中で、幸田がどういうレベルかということについては、アレルギーをもっている子全部の子どもに対応できていないという点で、レベル2、食べられないものがある場合には、弁当をもってきていただくこともあるというような状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 以前の質問から全く進んでいない状況が、今、答弁でわかったわけでありませぬ。

若干、進んだのが、献立表につきまして、ちょっと詳しくなったということでありませぬ。

そこで、愛知県の学校給食のマニュアル、これは、今、平成28年2月に改正した部分でということですが、その点については、現在、どのように前進したのか伺いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 愛知県のマニュアル、学校における食物アレルギーの手引き上、どれだけ進展したかということですが、進展と申しますか、その手引きの中で、基本的に5つの基本方針が定められております。

その示されている基本方針に対して、どういう対応ができていくかということで御報告をさせていただきたいと思っておりますけれども、まず1つ目が教育委員会、及び、学校における組織的な対応もということでございます。

それにつきましては、保護者を含めた本人任せということで、担任任せということで

はなく、給食センターも含めて、学校、教育委員会、組織的に一緒に対応しているということですが。

それから、2つ目が、学校において管理、対応する場合には、医師の診断に基づく学校生活管理表の提出を必須とするというふうになっております。

これについても、以前から学校での配慮、対応を希望される保護者については、その提出、お医者さんでもらってきていただいて提出をしていただくということをお願いをしております。

3点目が、緊急時の対応の体制づくり、研修及び医療、消防機関との連携を図るということでございますが、この点についても、何度か議会に御報告する機会もあったかと思いますが、保育園を所管しておりますこども課とともに、教育委員会と消防署と連携会議を毎年度初めに開催をし、エピペン所持者に関する情報共有や、アナフィラキシー発症時における消防隊員との連携等について協議をしているということでございます。

4点目が、教職員、児童生徒、及び、保護者に対し、食物アレルギーに対する知識普及を図るということで、これについては、入学説明会において、学校生活上の食物アレルギーに関するリーフレットを配布するなど、普及啓発に努めているところでございます。

それから、最後、5点目ですが、食物アレルギーを有する児童生徒にも、学校給食を提供する、そのためにも、安全性を最優先するということであり、配慮を要する児童生徒の情報の把握、献立におけるアレルゲン等の情報提供と保護者の確認等による安全な学校給食の提供に努めているところでございます。

先ほど、ちょっと報告し忘れてましたけれども、レベル2ということで、代替食は提供はできていないわけですが、デザートについては、乳がだめ、卵がだめな子については、それぞれ乳が入っていないデザート、卵が入っていないデザートを代替で提供をするという対応はさせていただいております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 平成28年2月の改正がありました愛知県の手引きによりますと、子どもたちへの安全な給食の提供というふうに位置づけられているということでありませう。

そういう観点からするならば、私は、今回、給食センターの増築計画、これが進められようとしているところであるわけですが。

前回のときには、施設の場所がないという答弁であったわけでありませう。

今度、子どもたちの児童生徒数の増加で、給食センターを増築する、絶好の機会であるわけでありませう。

そうした点で、食物アレルギー対応室の増築、設置、これについてと思うのでありませうが、まず、最初に、県下の対応室の設置状況、これについて伺いたいと思ひませう。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 県にも確認しましたが、全県下で統一的に調査取りまとめをされておひませうので、聞き取りによります西三河の状況の報告でかえさせていただきますと思ひませう。

西三河10市町で申し上げますと、給食センターにアレルギー対応室を設置しているところは、隣の岡崎市が4センターのうち2センター、それから、刈谷市、豊田市が8センターのうち1センター、及び、知立市の4市ということでございます。

また、西尾と高浜については、センター方式ではなく、自校方式でやってみえるということで、除去も対応しているというようなことも伺っております。

残ります除去を実施していないというのが、安城、碧南、みよし、幸田町という状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 県下の状況は把握をしていないということでございますが、この県は把握をしていないわけでありますが、しかしながら、学校給食会がございませよね、公益財団法人愛知県学校給食会というのがあるわけですが、これが、愛知給食だよりということで出しております。

ここは、毎回、各県下の給食の状況をお知らせをしているわけでありませけれども、ここをずっと見ていると、大体、県下の状況も少しはわかってくるかというふうに思うわけでありませ。

そうした状況の中で、やはり、専用室を設置するところは、増築、改修、そういうときに、そういう機会を得たときにやっているようございませ。

これが、ホームページにも掲載がされておりました。そういう点で、幸田町はその取り組みをする機会があるということでありませが、そうした点におきまして、いかがかということでありませ。

一つ、知立市の事例を参考にするならば、この専用室が25平米、調理能力が30食程度ということでございませ。

25平米といいますと、大体、7.5畳ぐらい、それぐらいの規模の施設があれば、十分対応可能だというふうに思うわけでありませが、その点につきまして、せっかく土地も買収し、そして、増築をする、その考えがあるわけですから、どの子にも、全ての子どもに給食を同じものを楽しく食べてもらえるように、やはり、除去食、代替食をつくっていく、この取り組み、専用室の設置について、お伺いをしたいと思ひませ。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 知立市さんが、そういう取り組みをされているというふうに伺ひませ。

知立市の給食センターでは、アレルギー対応室が、センターの中心部付近に配置をされていて、そこに電磁調理器だとか冷蔵庫だとか、消毒保管器が整備をされていてそこでやっているということだ。

調理については、下処理、上処理などは、通常の給食と一緒にいひ、アレルギー物質との混合前に食材を取り出してアレルギー対応食、除去食を提供するシステムということだ。

アレルギー対応食の調理場は、上処理の付近のスペースに設けることが、作業の効率上望ましいと思ひませが、本給食センターは、上処理がセンターの中央にあり、周辺に空きスペースがないというのが、まず1点、問題として残るところだ。

食物アレルギー対応室の設置につきましては、専用のそのような専用の作業スペースや、調理器具の確保、それから、専用調理員の配置、それと合わせて、各学校の配送の区別化や現状コンテナに入れて運んでいるわけですけれども、そのセッティング等々をクリアしなければならない、物理的、人的な要因が多々ございます。

先ほどから、議員がおっしゃっているとおり、ちょうど5年前に同様の御提言をいただいた際に、現施設では専用のスペースが確保できないと、増設も当面は考えていないというような回答をさせていただいているということも承知をしております。

そういう状況の中で、来年度、予算において、給食センターの増築に係る用地費、及び、設計委託料を計上させていただいているところであり、期待をさせてしまったところがあるわけですけれども、今回の増築につきましては、児童生徒の増加にともなう食数対応のための最低限の増築ということで、実質的には、作業スペースの拡張はなく、コンテナの配送口と改修口のプラットホーム、南側と消毒庫を兼ねた保管庫のスペース、東側の拡張のみを予定をしているということでございます。

したがいまして、議員がおっしゃる件につきましては、その必要性は十分に認識しつつも、今回の増築を機に食物アレルギー対応室の設置をするということは、現状では予定をしていないということでございます。

御期待にそえずまことに申しわけございません。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 期待にそえないで申しわけないじゃない話であります。

全児童生徒のうち、128人も何らかの食物アレルギーで食べられない子がいるわけです。教育委員会は、そういう子たちを放置するのですか。

ただ献立表があって、親がつくって来いと、それで済むと思っているのでしょうか。私は、やっぱり、同じものを同じ時に食べ、また、地産地消という観点からも、やはり、そうしたみんな同じよという感じで給食を提供をする。

愛知県の手引きにだって載っているじゃないですか。

そういう観点で、増築対応をするならば、考えていくべきではないでしょうか。

全く、最初からそういう子たちのことを考えていない、排除している、そういうことしか受け取れないわけです。

じゃあ、そういう子たちは、置いてけぼりなのですか。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 議員がおっしゃることは、重々わかります。

人数の問題ではないと思いますが、先ほど、一番最初の答弁の中で、給食に配慮が必要な子どもの人数として、128人ということで報告をさせていただきました。

これは、毎年度初めに行っております全児童生徒を対象に行っております食物アレルギーに対する調査票の集計によるものです。

この128人の中で、同じ配慮を要する子の中でも、調査の詳細の中で、給食で使われている量なら大丈夫だよという方、それから、給食には出ないので対応の必要がないという方もみえるものですから、給食から取り除いて食べる等々、それから、取り除くこともできないから弁当をもってこざるを得ないというような、そういう状況の子につ

いては、26人ということでございます。

128人ではなくて26だから問題ないということは、決して思っておりませんけれども、今回の増築を機にということにおいては、そういうことでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 食物アレルギー対応で行っているのが、大体、専用室を設けて行っているのが、7品目、これは、御承知だというふうに思います。

エピペン所持者の子につきましては、やっぱり、なかなか厳しい部分もあるわけですが、しかしながら、ウェット方式からドライ方式へと幸田町も変わりました。そのときには、アレルギー専用室というのは、全く考えておられなかったということで、じゃあ、質問をしたときに、現在の施設では専用室の場所もとれないよと、そういうスペースがないよということでありました。

ですけれども、今度、増築していくという、そういう考え方に立つならば、やはり、そうした、本来学校給食で提供しなくてはならない給食を、提供していないところの子どもたちに保障していく、その考えに立つのが順当ではないでしょうか。5年間放置したのですよ。

ですから、そういう子どもたちが、やはり、学校でみんなと一緒に同じ給食を食べる、また、今、地産地消の観点からも取り組みが行われている、そういう状況の中で、本当に食べられない子というのは、少しだと思うのです。

ですから、知立市のように、25平米というこういう中で、途中から取り出して調理員1人、栄養士1人ということで調理をし、そして、やっている、そういうことを、なぜ考えられないのかということでございますが、そのなぜ考えられないかお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 議員が言われること、重々わかるものですから、なかなか答弁も苦しいわけですが、考えられないというか、言われるとおりに考えるべき問題ではあるという認識はもっております。

給食センター増築、まずは、食数対応ということ、とにかくこの先、子どもたちがふえ続けていく中で、その給食の食数をまず確保しなくてはならないということで、現状では難しいから増築という一つの選択肢で進めてまいります。

その中で、議員がおっしゃるとおり、この機にアレルギー対応設備を整えるというのが、一番よくあるべき姿ということは思いますけれども、限られた財政の中で、優先順位をつける中で、給食センターの改修については、ここまでというところとさせていただいたところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） まだまだこれから、設計に入るわけでございます。そういう点で、ほかの事例、例えば、豊川市では、2カ所で提供をして、全ての小中に提供する体制づくりをつくったとか、いろいろ事例が、今、本当にこの食物アレルギー対応で各自治体は努力をして提供している、体制づくりをしているわけです。

ですから、まだこれから間に合います。ぜひ、そうしたことを研究して生かしていた

だけのように再度お願いをし、質問を終わります。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） これから、当然、県下の状況を把握をしながら研究をしてまいりたいと思います。

今回、増築という機に合わせて対応室を設置するという事は、予定はしていないわけですが、まずは、今回の増築に合わせて、隣の用地を確保するという事をさせていただきます。

この増築に合わせてということをございませんけれども、将来的にそのスペースを確保することに望みをつなげる可能性もある隣接用地を、来年度、取得をするということで、まず、小さな一歩を踏み出したというふうに御理解いただけたらと思います。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山千代子君の質問は終わりました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

以上をもって本日の日程は終わりました。

次回は、3月12日月曜日、午前9時から再開します。

本日、一般質問をされた方は、議会だよりの原稿を、3月15日木曜日までに事務局へ提出をお願いいたします。

ここで、皆様にお願ひ申し上げます。

3月11日に東日本大震災から7周年を迎えます。

ただいまから、震災による犠牲者になられた方々に、哀悼の意をあらわし、議場において1分間の黙禱をささげますので、御協力を願ひをします。

皆様、御起立を願ひします。

黙禱。

（黙禱）

○議長（杉浦あきら君） 黙禱を終わります。御協力ありがとうございました。

御着席ください。

本日は、長時間御苦勞さまでした。

これにて、散会とします。

散会 午後 3時26分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成30年3月7日

議 長

議 員

議 員